

鴨川市地域公共交通会議 令和6年度第1回会議

次 第

日時：令和6年5月29日（水）午後2時から

場所：鴨川市役所階4階 大会議室

1 開 会

2 会長及び副会長選出

3 議 事

報告案件1 鴨川市コミュニティバス 令和5年度運行実績について

報告案件2 公共交通乗り方教室について

協議案件1 令和7年度地域公共交通確保維持事業（地域間幹線系統）に係る地域公共交通計画について

協議案件2 令和7年度地域公共交通確保維持事業（地域内フィーダー系統）に係る地域公共交通計画について

4 その他

5 閉 会

[配布資料]

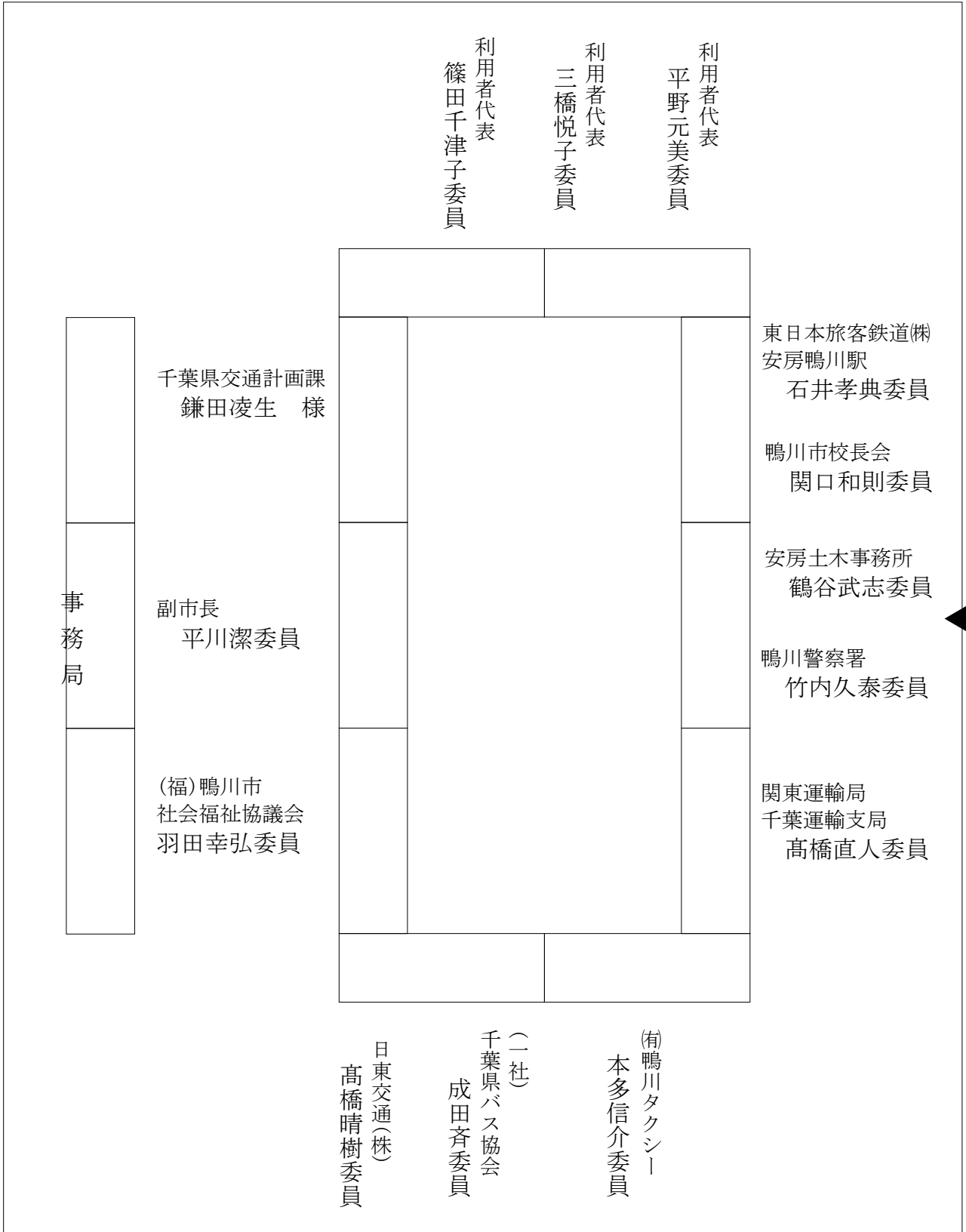
- ・ 席次表、出席者名簿、委員名簿
- ・ 資料1 鴨川市コミュニティバス 令和5年度運行実績について
- ・ 資料2 公共交通乗り方教室 実施結果
- ・ 資料3 地域公共交通確保維持事業（地域間幹線系統）に係る地域公共交通計画 別紙（案）について
- ・ 資料4 地域公共交通確保維持事業（地域内フィーダー系統）に係る地域公共交通計画 別紙（案）について
- ・ 参考資料1 鴨川市公共交通マップ
- ・ 参考資料2 『チョイソコかもがわ』利用実績（令和5年4月～令和6年3月）
- ・ 参考資料3 令和6年度 会議開催スケジュール等（案）

鴨川市地域公共交通会議 令和6年度第1回会議

席次表

日時：令和6年5月29日（水） 午後2時から

場所：鴨川市役所4階 大会議室



利用者代表
平野元美委員

利用者代表
三橋悦子委員

利用者代表
篠田千津子委員

事務局

千葉県交通計画課
鎌田凌生 様

副市長
平川潔委員

(福)鴨川市
社会福祉協議会
羽田幸弘委員

東日本旅客鉄道(株)
安房鴨川駅
石井孝典委員

鴨川市校長会
関口和則委員

安房土木事務所
鶴谷武志委員

鴨川警察署
竹内久泰委員

関東運輸局
千葉運輸支局
高橋直人委員

(有)鴨川タクシー
本多信介委員

(一社)
千葉県バス協会
成田斉委員

日東交通(株)
高橋晴樹委員

鴨川市地域公共交通会議 令和6年度第1回会議

出席者名簿

日時：令和6年5月29日（水）午後2時から

場所：鴨川市役所 4階 大会議室

1 会長及び委員

役職等	所属・職	氏名	備考
	鴨川市 副市長	平川 潔	
	社会福祉法人鴨川市社会福祉協議会 事務局 局長	羽田 幸弘	
	日東交通株式会社 運輸部 部長	高橋 晴樹	
	一般社団法人千葉県バス協会 専務理事	成田 斉	
	有限会社鴨川タクシー 代表取締役	本多 信介	
	国土交通省関東運輸局 千葉運輸支局 首席運輸企画専門官	高橋 直人	
	千葉県鴨川警察署 交通課 課長	竹内 久泰	
	千葉県安房土木事務所 鴨川出張所 所長	鶴谷 武志	
	鴨川市校長会 会長	関口 和則	
	東日本旅客鉄道株式会社 安房鴨川駅 駅長	石井 孝典	
	利用者代表	平野 元美	
	利用者代表	三橋 悦子	
	利用者代表	篠田 千津子	

【欠席委員】

役職等	所属・職	氏名	備考
	日東交通労働組合 安房支部 支部長（鴨川担当）	高橋 克博	
	小湊鐵道株式会社 バス部 部長	深山 宏樹	
	千葉県総合企画部交通計画課 地域公共交通担当課長	高山 裕明	

2 オブザーバー

役職等	所属・職	氏名	備考
	千葉県総合企画部交通計画課 企画調整室	鎌田 凌生	

3 事務局

所属・職	氏名	備考
鴨川市企画総務部 部長	野村 敏弘	
鴨川市企画総務部企画政策課 課長	滝口 俊孝	
鴨川市企画総務部企画政策課 課長補佐	田中 仁之	
鴨川市企画総務部企画政策課 住み続けたいまちづくり係 係長	森 和之	
鴨川市企画総務部企画政策課 住み続けたいまちづくり係	白山 直樹	

鴨川市地域公共交通会議

委員名簿

令和6年5月29日現在

役職等	所属・職	氏名	備考
	鴨川市 副市長	平川 潔	
	社会福祉法人鴨川市社会福祉協議会 事務局 局長	羽田 幸弘	
	日東交通株式会社 運輸部 部長	高橋 晴樹	
	一般社団法人千葉県バス協会 専務理事	成田 斉	
	小湊鐵道株式会社 バス部 部長	深山 宏樹	
	有限会社鴨川タクシー 代表取締役	本多 信介	
	日東交通労働組合 安房支部 支部長（鴨川担当）	高橋 克博	
	国土交通省関東運輸局 千葉運輸支局 首席運輸企画専門官	高橋 直人	
	千葉県鴨川警察署 交通課 課長	竹内 久泰	
	千葉県安房土木事務所 鴨川出張所 所長	鶴谷 武志	
	千葉県総合企画部交通計画課 地域公共交通担当課長	高山 裕明	
	鴨川市校長会 会長	関口 和則	
	東日本旅客鉄道株式会社 安房鴨川駅 駅長	石井 孝典	
	利用者代表	平野 元美	
	利用者代表	三橋 悦子	
	利用者代表	篠田 千津子	

鴨川市コミュニティバス
令和5年度運行実績について

令和6年5月

鴨川市企画総務部企画政策課

[目 次]

1 運行の概要	- 1 -
(1) 運行概要.....	- 1 -
(2) 運賃.....	- 1 -
2 運行等の実績	- 2 -
(1) 総輸送者数.....	- 2 -
(2) 1 便当たり輸送人員.....	- 3 -
(3) 有料広告の受付状況について（※令和4年度中に受け付けたもの）	- 3 -
(4) 収支.....	- 4 -
(5) 10 人以上の乗車実績.....	- 4 -
3 ノーカー・サポート優待証について	- 5 -

1 運行の概要

(1) 運行概要

	路線名	運行区間	運行本数 (往復)	運行日数 (日)	キロ程 (k m)	停留所 (箇所)
1	北ルート	金山ダム ⇄ 内浦山県民の森	3.0	366	27.05	
		金山ダム ⇄ 鴨川駅西口	1.0	366	7.39	
		路線計	4.0	366	27.05	59 (※1)
2	清澄ルート	天津小湊支所 ⇄ 奥清澄	7.0(6.5) (※4)	366	12.89	
		路線計	7.0(6.5)	366	12.89	20 (※2)
3	南ルート	鴨川駅前 ⇄ 曾呂終点	3.0	366	27.40	
		鴨川駅西口 ⇄ 曾呂終点	1.0	366	15.78	
		鴨川駅前 ⇄ 浦の脇	1.0	366	4.05	
		路線計	5.0	366	27.40	53 (※3)
合計			16.0 (15.5)	366	-	-

(※1) 重複停留所数 (南ルート：10、清澄ルート：2)

(※2) 重複停留所数 (北ルート：2)

(※3) 重複停留所数 (北ルート：10)

(※4) 4月～9月は7往復、10月～3月は、6.5往復 (下り第7便が季節運行のため)

(2) 運賃

	路線名	形態	通常運賃	特 例
1	北ルート	対キロ区間制	160円～880円	(半額) 小学生以下、ノーカー・サポート優待証 所持者、身体障害者手帳・療育手帳・精 神障害者保健福祉手帳の交付を受けた 者及び介助者 (無料) 未就学児童
2	清澄ルート	区間制	200円・400円	
3	南ルート	対キロ区間制	160円～750円	

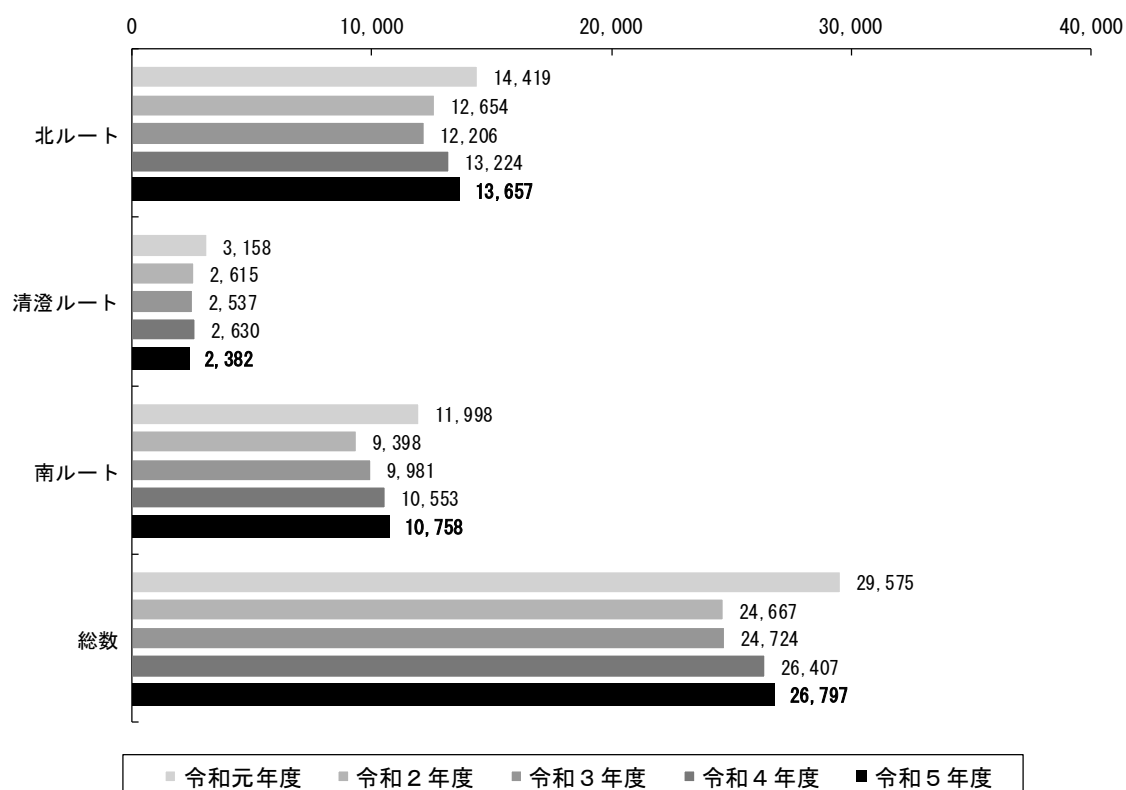
2 運行等の実績

(1) 総輸送者数

令和5年度の輸送実績は26,797人で、令和4年度の26,407人から延べ390人・1.5%の増加であった。

ルート別では、北ルートが延べ433人・3.3%の増加、清澄ルートが延べ248人・9.4%の減少、南ルートが延べ205人・1.9%の増加であった。

年度別・路線別輸送実績



○年度別・系統別輸送実績

[人]

ルート	系統	R5	R4	R3	R2	R1	比較増減 (R5-R4)
1	金山ダム ⇨内浦山県民の森	12,933	12,383	11,376	11,931	13,576	550
	金山ダム ⇨鴨川駅西口	724	841	830	723	843	▲117
	小計	13,657	13,224	12,206	12,654	14,419	433
2	天津小湊支所 ⇨奥清澄	2,382	2,630	2,537	2,615	3,158	▲248
	小計	2,382	2,630	2,537	2,615	3,158	▲248
3	鴨川駅前 ⇨曾呂終点	8,166	8,026	7,886	7,585	9,778	140
	鴨川駅西口 ⇨曾呂終点	2,066	2,121	1,642	1,305	1,693	▲55
	鴨川駅前⇨浦の脇	526	406	453	508	527	120
	小計	10,758	10,553	9,981	9,398	11,998	205
合計		26,797	26,407	24,724	24,667	29,575	390

(2) 1 便当たり輸送人員

1 便当たりの輸送人員が最も高い数値であったのは、北ルートの金山ダム⇄内浦山県民の森間の 5.9 人/便で、北ルート全体としては、4.5 人/便から 4.7 人/便へと 0.2 人/便の増加となった。

清澄ルートについては、0.5 人/便で増減はなかった。

南ルートについては、鴨川駅前⇄曾呂終点間は 3.7 人/便で増減はなし、鴨川駅西口⇄曾呂終点間が 2.9 人/便から 2.8 人/便へと 0.1 人/便の減少、鴨川駅前⇄浦の脇間は 0.6 人/便から 0.7 人/便で 0.1 人/便の増加。南ルート全体では、2.9 人/便で増減はなかった。

全ルートの合計では、令和 4 年度と比較して 2.3 と増減はなかった。

○年度別・路線別 1 便当たりの輸送人員

	ルート	運行区間	運行回数 (往復)	路線別 1 便当たりの輸送人員					(人/便)
				R5	R4	R3	R2	R1	増減 (R5-R4)
1	北	金山ダム ⇄内浦山県民の森	3.0	5.9	5.7	5.2	5.4	6.3	0.2
		金山ダム ⇄鴨川駅西口	1.0	1.0	1.2	1.1	1.0	1.2	▲0.2
		路線計	4.0	4.7	4.5	4.2	4.3	5.0	0.2
2	清澄	天津小湊支所 ⇄奥清澄	7.0 (6.5)	0.5	0.5	0.5	0.5	0.6	0
		路線計	7.0 (6.5)	0.5	0.5	0.5	0.5	0.6	0
3	南	鴨川駅前 ⇄曾呂終点	3.0	3.7	3.7	3.6	3.5	4.5	0
		鴨川駅西口 ⇄曾呂終点	1.0	2.8	2.9	2.2	1.8	2.3	▲0.1
		鴨川駅前⇄浦の脇	1.0	0.7	0.6	0.6	0.7	0.7	0.1
		路線計	5.0	2.9	2.9	2.7	2.6	3.3	0.0
合計			16.0 (15.5)	2.3	2.3	2.2	2.1	2.6	0.0

(3) 有料広告の受付状況について (※令和 5 年度中に受け付けたもの)

受付	広告主	業種	掲載場所	掲載期間	規格 [mm]	広告料
1	A 社	不動産会社	北・南ルート バス車体後部	6 か月間	400×800	23,040
2	B 社	学習塾	北・南ルート バス車体後部	5 か月間	300×1000	18,000
計						41,040

(4) 収支

令和4年度と比較すると、運行費用は7,235千円・20.1%の増加、運行収入は178千円・3.5%の増加、車両広告にかかる収入は43千円・48.8%の減少となった。収支は▲37,951千円、赤字額は7,100千円増加し、収支は23.0%悪化した。

乗客1人当たりの市負担額は、令和4年度から248円増加し1,416円であった。

また、当該コミュニティバスは、平成27年4月運行分から国庫補助対象となっており、令和5年度は5,853千円が交付された。

項目		R5 (千円)	R4 (千円)	比較増減 (R5-R4)	
				増減 (千円)	増減率 (%)
運行事業者 (委託先)		日東交通(株)	日東交通(株)	—	—
支出	運行費用	43,257	36,022	7,235	20.1
収入	運行収入	5,265	5,087	178	3.5
	広告収入	41	84	▲43	▲48.8
収支 (収入－支出)		▲37,951	▲30,851	▲7,100	▲23.0
収支率		12.3%	14.4%	—	▲2.1
国庫補助		5,853	7,453	▲1,600	▲21.5
乗客1人当たり市負担額 (括弧内は国庫補助含む)		1,416円 (1,198円)	1,168円 (886円)	248円 (312円)	21.2 (35.2)

※増減の額及び率について、端数処理の都合上、表の数値による計算と一致しない場合があります。

(5) 10人以上の乗車実績

令和5年度において、同時に10人以上が乗車した便数は、全ルート合計で145便(全便数11,529便の1.26%)であり、令和4年度と比べて39便・21.5%の減少であった。

○10人以上の乗車便数

	ルート	使用車両 (乗車定員)	R5 [便]	R4 [便]	R3 [便]	R2 [便]	R1 [便]	増減 (R5-R4)		最大 乗車人員 [人]
								[便]	[%]	
1	北	日野ポンチョ (27)	71	69	100	142	223	2	2.9	16
2	清澄	トヨタハイエース (12)	6	0	2	4	5	6	100.0	19
3	南	日野ポンチョ (27)	68	115	79	19	121	▲47	▲40.9	15
合計			145	181	165	349	332	▲39	▲21.5	—

3 ノーカー・サポート優待証について

高齢運転者による交通事故の抑止と公共交通の利用促進を図るため、運転免許を自主的に返納した65歳以上の高齢者を対象に交付する「ノーカー・サポート優待証」による運賃半額割引制度（高速バスを除く）が平成23年7月1日から日東交通グループ4社において一斉に施行され、コミュニティバスにおいても、同制度による運賃割引を行っている。

令和5年度の発行枚数は111枚、コミュニティバスでの利用者数（延べ使用回数）は、1,565回の利用であった。

発行年月	発行枚数	利用者数（延べ使用回数）	
		鴨川営業所管内	うちコミュニティバス分
R5. 4	9	550	135
R5. 5	7	576	149
R5. 6	15	581	133
R5. 7	10	601	125
R5. 8	5	621	128
R5. 9	11	560	134
R5. 10	7	556	142
R5. 11	11	501	131
R5. 12	7	547	143
R6. 1	15	496	121
R6. 2	7	516	129
R6. 3	7	539	95
令和5年度計	111	6,644	1,565
～令和4年度	743	27,077	7,496
累計	854	33,721	9,061

※利用可能な路線は、下記のとおり（高速バスは利用不可）

- 1) 鴨川市内線
- 2) 木更津鴨川線
- 3) 長狭線
- 4) 金谷線
- 5) 館山鴨川線
- 6) コミュニティバス

公共交通乗り方教室 実施結果



令和 6 年 2 月

1 目的

市内小学校に在学する児童を対象に、バスの乗降方法、乗車中のマナー、公共交通の重要性等の学習やバスの乗車体験を通じて、公共交通への興味や親しみをもってもらい、利用機会の増加及び将来の移動手段の一つとして自然に選択するような意識の醸成を図り、もって公共交通の利用促進に繋げることを目的とする。

2 開催日時

令和6年2月15日（木） 午前10時10分から午前11時45分まで

3 会場

鴨川市立田原小学校

4 参加者

田原小学校 4年生 11名、5年生 9名

5 内容

- (1) オリエンテーション
 - ア みんなの公共交通
 - イ 鴨川市の公共交通について
- (2) バス乗車体験等（日東交通株式会社、有限会社鴨川タクシーの協力による）
 - ア バス乗車体験
 - (ア) バスの乗降方法
 - (イ) 2グループに分かれて体験
 - A 整理券の受取りから運賃の支払いまでの一連の流れを体験
 - B バスの待ち方、乗車中のマナーについて
 - イ 車イスでの乗車及び福祉タクシーについて
 - (ア) 車イス利用者のバスの乗車方法について
 - (イ) 福祉タクシーの説明及び乗車体験
- (3) まとめ
- (4) 記念撮影

6 開催状況



オリエンテーション



車イスでの乗車体験



福祉タクシーの乗車体験①



福祉タクシーの乗車体験②

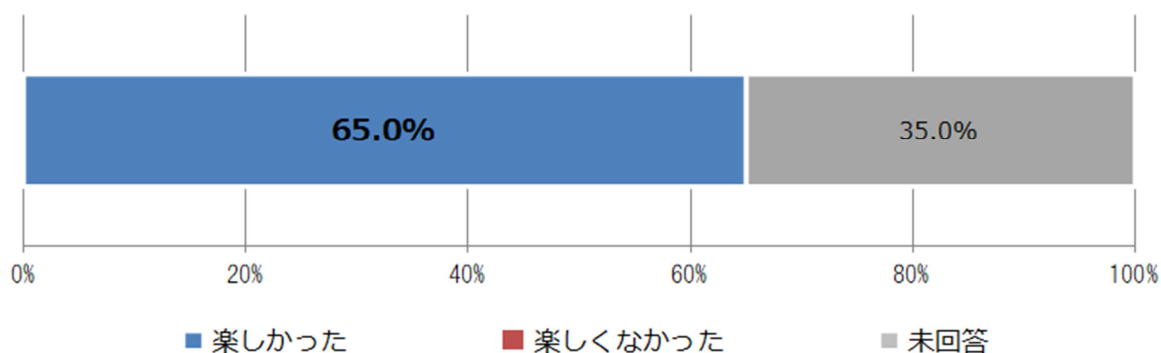


車両等の配置

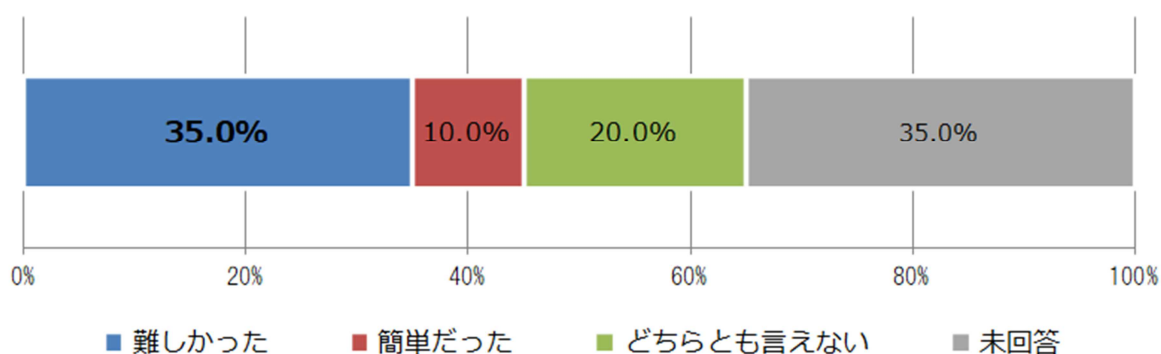
7 アンケート集計

児童の回答

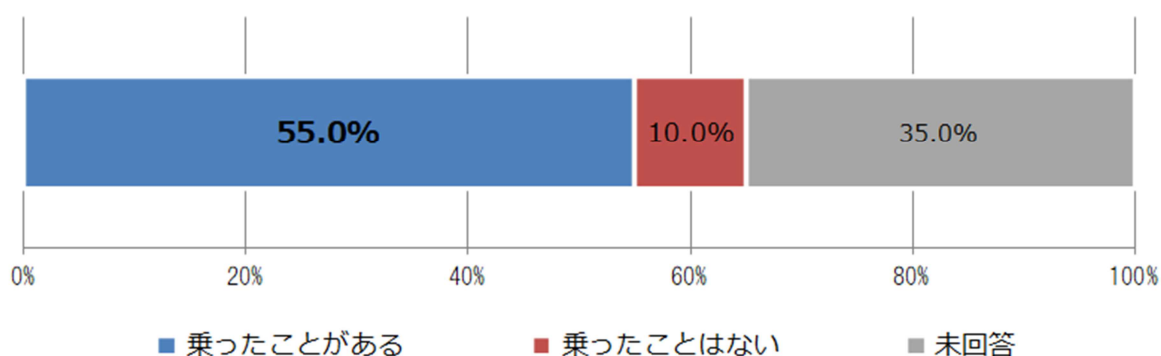
Q1 「公共交通乗り方教室」は楽しかったですか



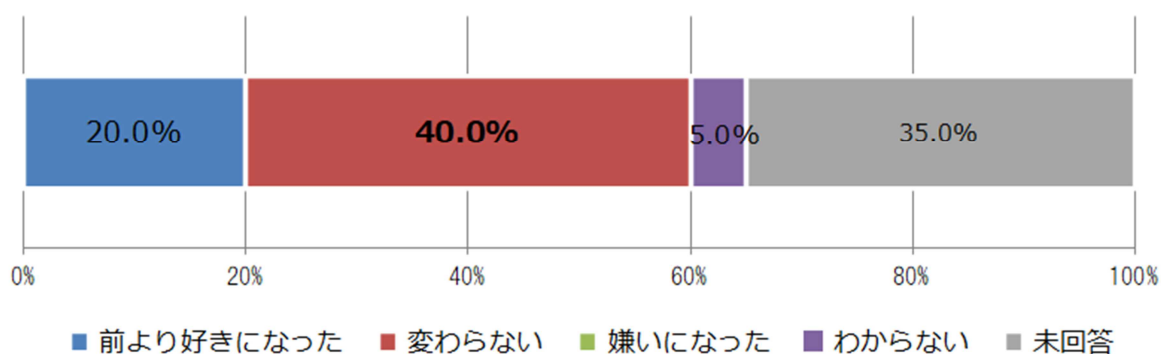
Q2 「公共交通乗り方教室」は難しかったですか



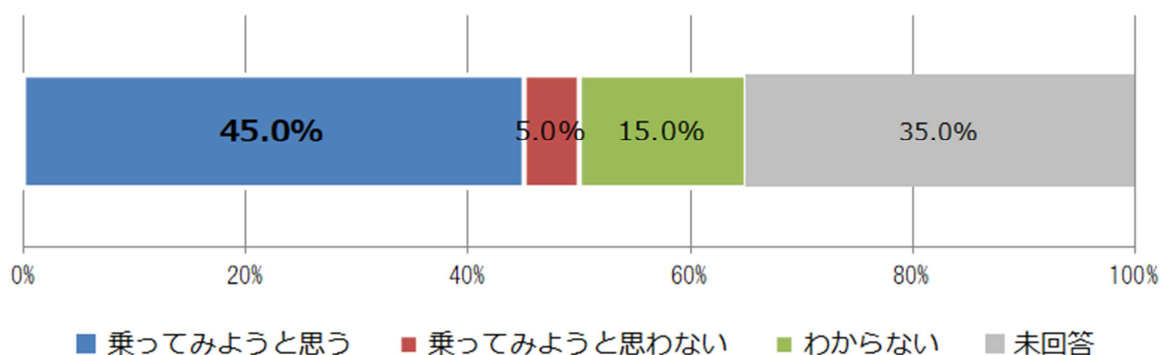
Q3 バスや電車など、公共交通に乗ったことがありますか



Q4 「公共交通乗り方教室」に参加する前より、バスや電車が好きになりましたか



Q 5 これからバスや電車などの公共交通に乗ってみようと思いますか

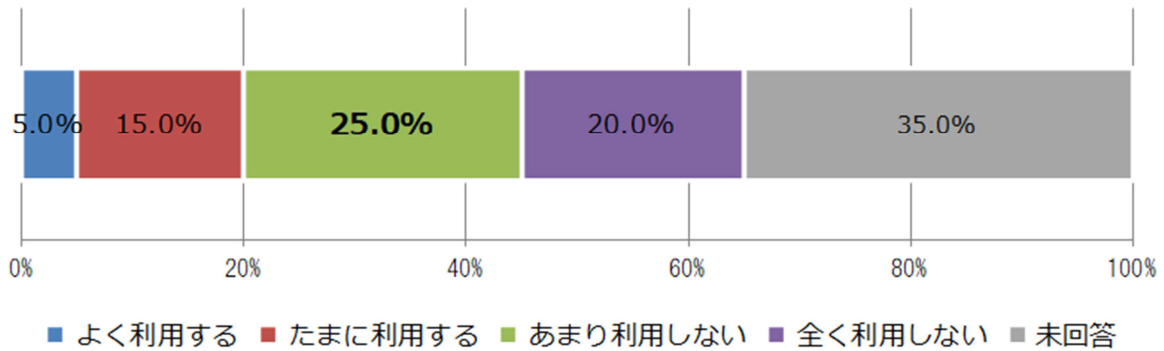


Q 6 「公共交通乗り方教室」に参加して思ったこと

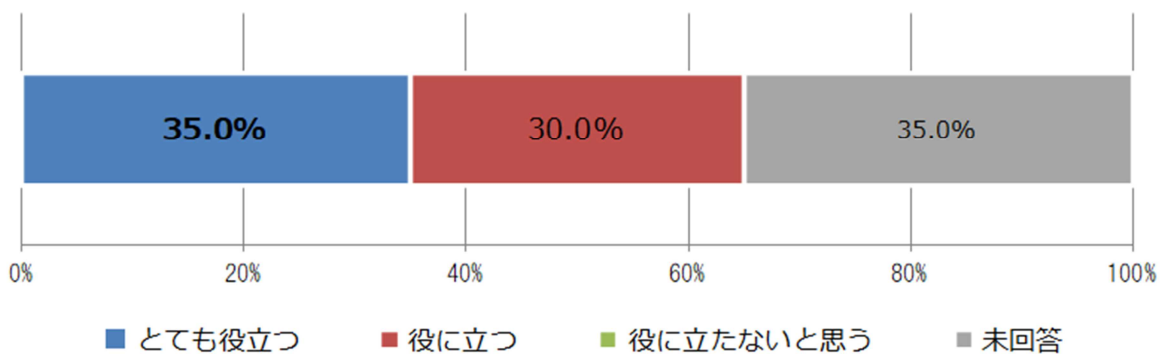
- 車いすに乗ってへんな感じがしたけど楽しかった。
- しらなかったことをいろいろしれてよかったです。
- いろいろな公共ののりものののりかたやしゅるいをしれた。
- 車いすののり方を見てタクシーについているリモコンみたいのでかってにのぼっていったのですごかったです。
- さいごに車いすに乗るのがたのしいと思った。車いすにもう一回乗ってみたいと思った。またバスに乗ってみたいと思った。
- 車いすはあんまり乗れないけど、今日乗れてうれしかったです。バスの中のおかいかたのしかたがわかった。
- ルールやマナーをまなんでよかったし、自分がバスにのるときにやくにたつかも。
- 公共交通のルールもたくさんあって難しかったです。
- タクシーで車いすの方がのるには、けっこう大変なんだと思いました。バスは整理券というのがあって、それを取ってからのるということがわかりました。バスでの見かたもわかったのでよかったです。
- バスや電車にのるときは、教えてもらったことを生かそうと思った。
- タクシーは車いすが乗れるように工夫されたり、リモコンで動かして進ませるのがすごかった。
- 車いすをタクシーに乗せる時に、私はあまりじょうずにできなかったけれど、タクシーの運転しゅさんはスムーズにやっていてすごいと思った。バスの乗り方で、おるバスが近づいたら、黄色のボタンをおすことを知らなかったので知れてよかったと思った。
- バスでは、うんてん中にあまりうごかないことと、こうれい者などにせきをゆずることを大切だと思った。

保護者の回答

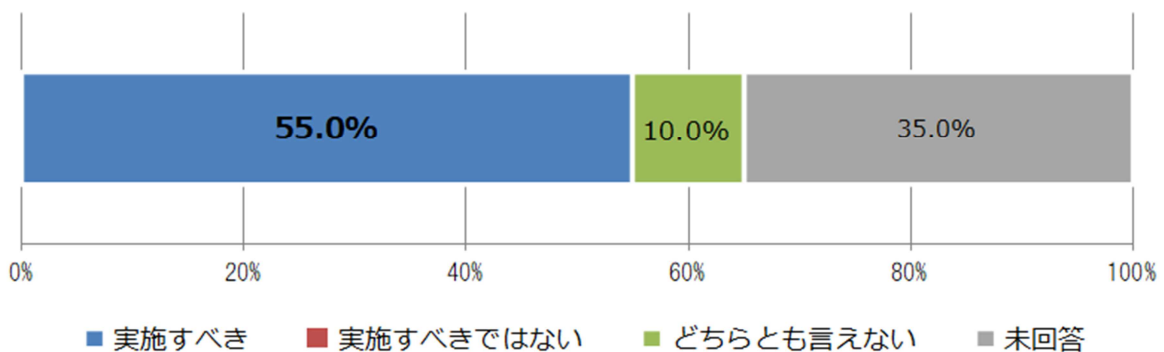
Q7 お子さんと一緒に公共交通を利用することがありますか



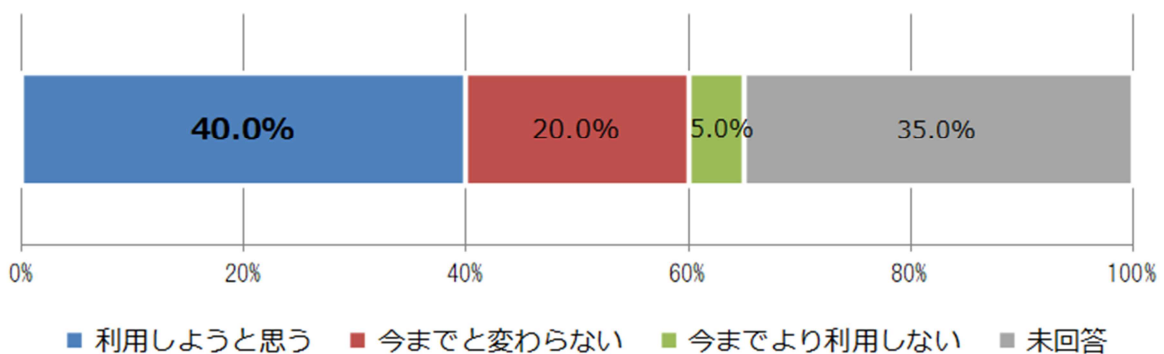
Q8 「公共交通乗り方教室」は、お子さんの社会学習に役立つと思いますか



Q9 このような取組みを他の学年や他校でも実施すべきだと思いますか



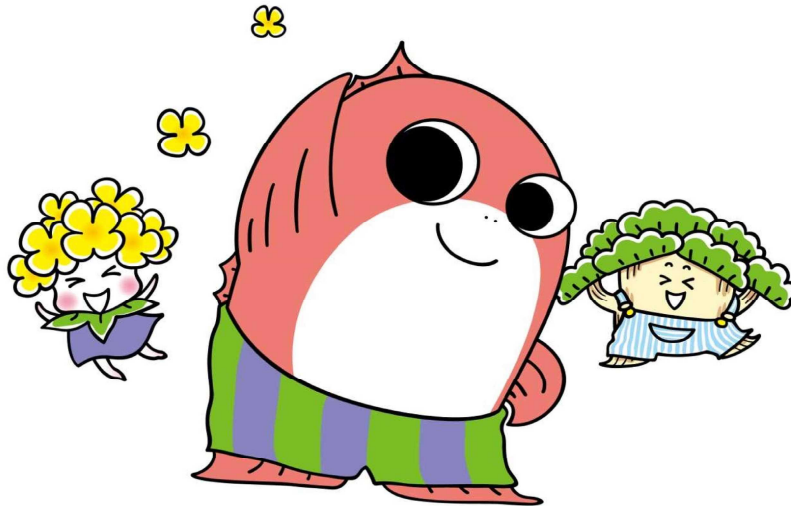
Q10 配付した資料を見て、お子さんと一緒に、これまで以上に公共交通を利用してみたいと思いますか



Q11 自由意見（公共交通乗り方教室、鴨川市の公共交通についてなど）

- あまりバスや電車を使うことがないので、こういう機会でもらうとよいと思う。将来、都会に出たときには必要なので、知っておいて損はないと思う。
- 上の子のときに、成人してから一人で電車に乗ったことがなかったことが判明したことがあったので、一人でも利用できるようにしたいと考えています。
- なかなか利用する機会が少ないため、乗り方教室を行っていただき、とても勉強になると思いました。ありがとうございました。
- バスにのる時などのマナーなど学ぶことが出来ていい機会だったと思います。
- このような取組をしていただき、ありがとうございました。
- せっかく教えていただいても、公共交通機関に乗るチャンスがほとんどなく、残念に思う。
- 本人がもともと電車が好きなので、電車やバスには乗りなれているけど、ほとんどの友達はあまり使っていないと思うので、良い経験になったと思います。
- もう少し、バス・電車の本数をふやしてほしいです！

こうきょうこうつう
みんなの公共交通



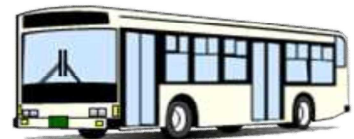
こうきょうこうつう
①**みんなの公共交通**

②**鴨川市の公共交通**

みんなの公共交通

公共交通 (こうきょうこうつう) ってなに？

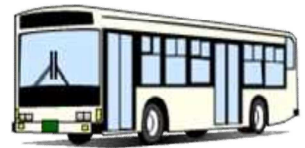
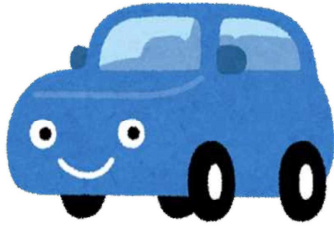
みんなの公共交通



たくさんの人がいっしょに
使う乗り物を
「公共交通」(こうきょうこうつう)
といいます

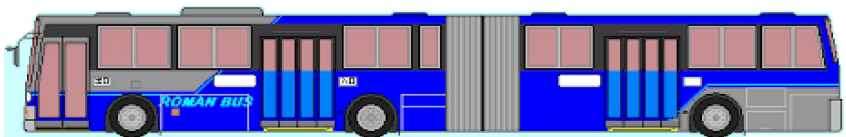
みんなの公共交通

車とバス・電車のちがいを
考えてみよう！！



みんなの公共交通

車はどれくらいの人に乗れるかな？
バスはどれくらいの人に乗れるかな？



みんなの公共交通

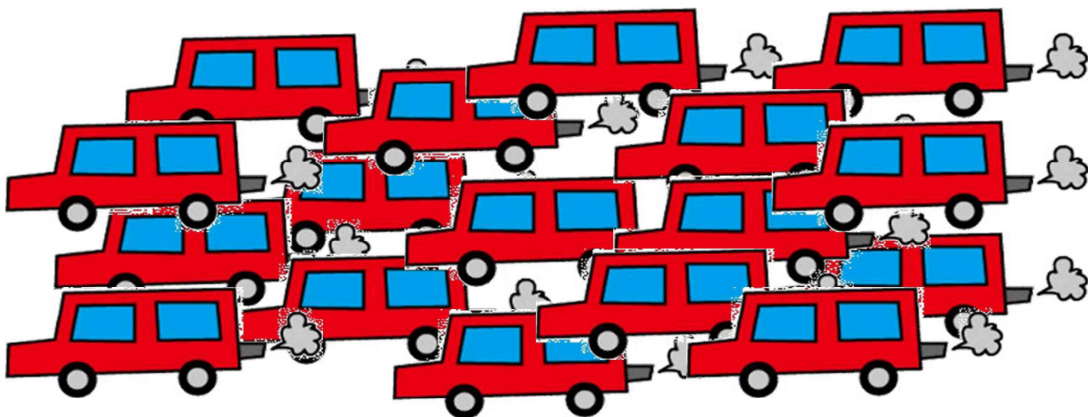


車はどんな人でも使えるかな？



みんなの公共交通

みんなが車でいどうしたらどうなるかな？



みんなの公共交通

電車やバスのいいところ



一度にたくさんの方が
乗ることができるよ



お年よりや体の不自由な人も
だれでも乗ることができるよ



排気ガスやじゅうたいを
少なくすることができるよ

鴨川市の公共交通



地域公共交通確保維持事業（地域間幹線系統）に係る地域公共交通計画 別紙（案）について

地域間幹線系統（木更津鴨川線、館山鴨川線、鴨川市内線）を運行するに当たり、令和7年度地域間幹線系統確保維持費国庫補助金等を活用するため、地域公共交通計画 別紙（案）について、本会議の承認をいただきたいもの。

＜参考1 地域公共交通計画と補助制度の連動化について＞

① 地域公共交通計画と補助制度の連動化について

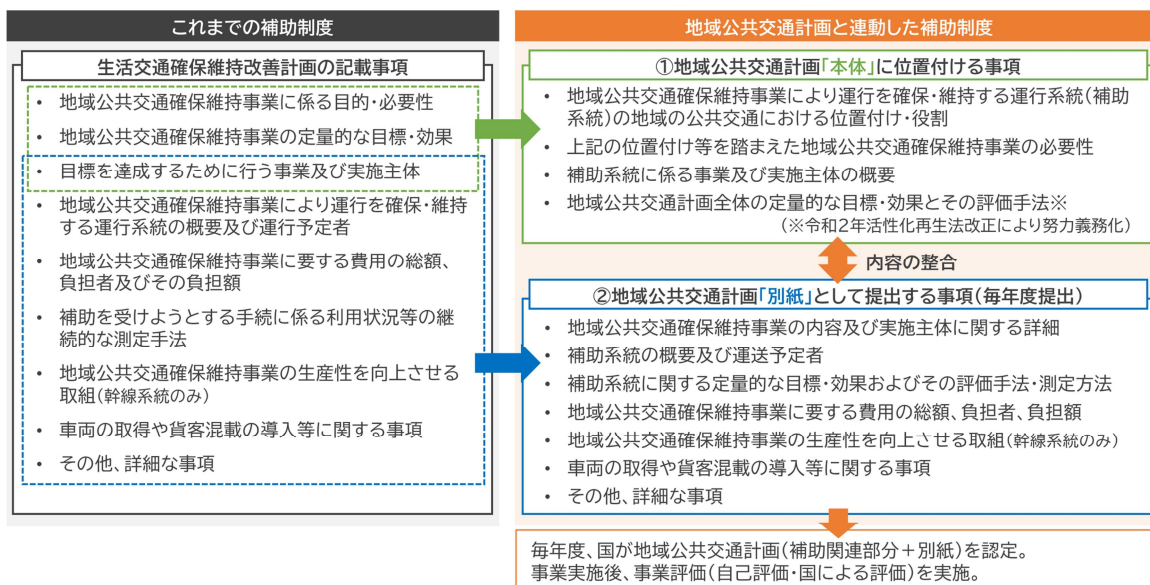
国土交通省では、地域公共交通の維持に対する支援として、乗合バスの運行費等に対し、「地域公共交通確保維持事業」に基づき、交通事業者等へ支援を行っているところです。これまでの補助制度では、補助要件として地域公共交通計画(旧:地域公共交通網形成計画)の作成や、同計画における補助系統の位置付け等を求めていませんでしたが、真に公的負担により確保・維持が必要な系統等に対し、効果的・効率的な支援を実施するため、令和2年11月の「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(以下、活性化再生法と呼びます)」の改正と合わせる形で、**地域公共交通計画の作成及び計画における補助系統等の位置付けの補助要件化(計画制度と補助制度の連動化)**を行いました。

今後、補助事業の活用するためには、**補助系統の地域の公共交通における位置付けや補助事業活用の必要性等**について、原則、**補助系統が跨がる全ての市町村の地域公共交通計画又は都道府県地域公共交通計画に記載が必要であり、活性化再生法に基づく協議会等(以下、法定協議会と呼びます)において協議がなされる必要があります**。特に、**幹線系統については都道府県の計画への位置付けも想定しており、今後は都道府県による計画作成も重要となります**。

また、これまで補助事業を活用する際に国土交通省に提出していた「生活交通確保維持改善計画」で位置付けられてきた補助系統に関する事項のうち、上記のような地域公共交通計画の「本体」に位置付ける事項以外については、**計画の「別紙」として提出することとなりました**。別紙についても、地域公共交通計画の一部として、法定協議会における協議の手続等を経る必要があります。

※計画本体に位置付ける事項①及び計画の別紙として提出する事項②については、下図をご参照ください。

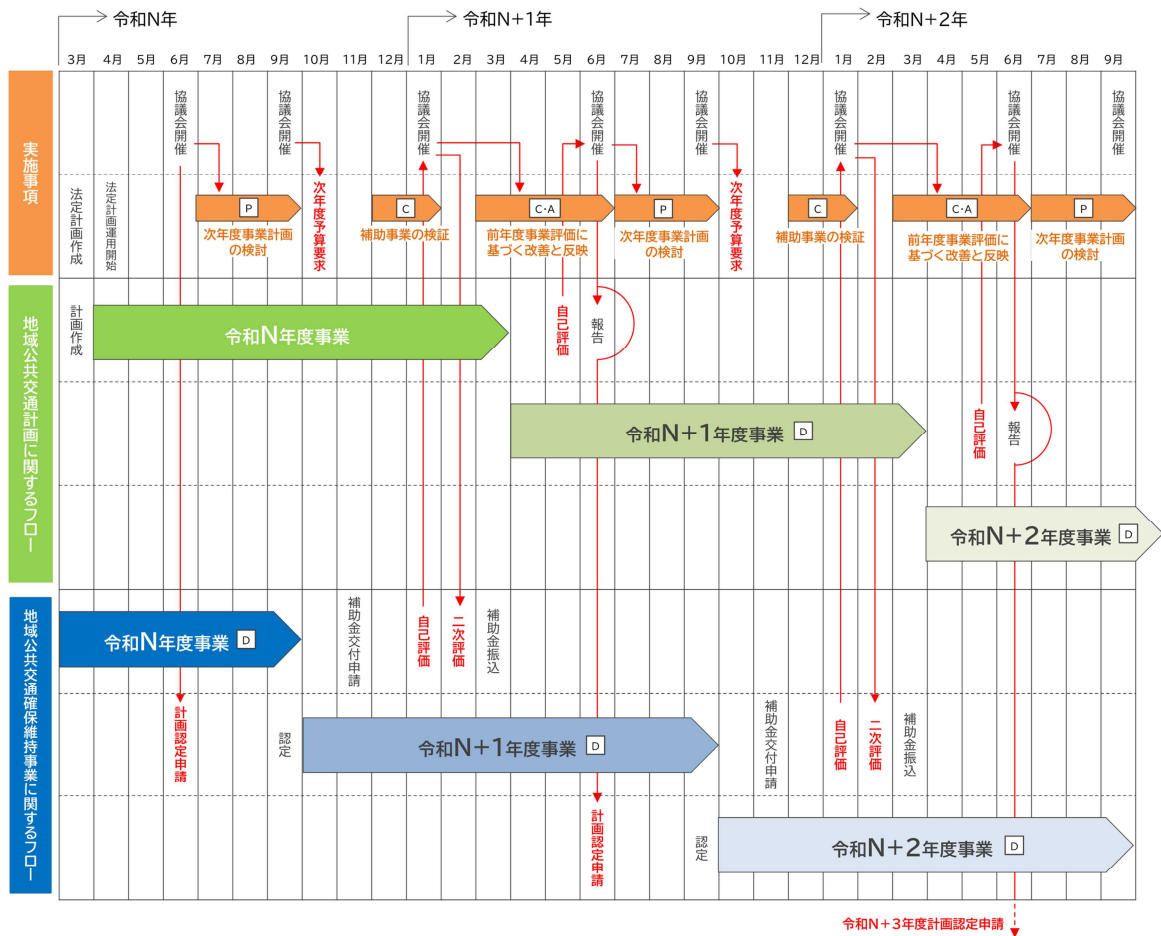
※なお、本制度の経過措置期間は令和6年事業年度(令和5年10月1日～令和6年9月30日)までであり、経過措置期間終了後に、補助対象系統等を位置付けた地域公共交通計画がない場合には、**補助対象外**となります。ただし、乗用タクシーによる運行に対する補助については、経過措置はありません(地域公共交通計画の作成が必須です)。



出典：地域公共交通計画と乗合バス等の補助制度の連動化に関する解説パンフレット
(令和4年3月 国土交通省 総合政策局 地域交通課)

《参考2 地域公共交通計画と補助制度の連動化について》

地域公共交通計画と補助制度の連動化に伴うPDCAサイクルのイメージ



出典：地域公共交通計画と乗合バス等の補助制度の連動化に関する解説パンフレット
(令和4年3月 国土交通省 総合政策局 地域交通課)

鴨川市地域公共交通計画の改定について

第5章 計画の改定

5.1 改定の趣旨

「4.2 施策・事業の実施内容」の「施策① 持続可能な公共交通網の維持確保・充実」の「事業①-1 地域特性に対応した持続可能な地域公共交通網の再編」に基づき、持続可能かつ有効な公共交通網を形成することに加え、事業者の運転手不足等に対応するため、交通事業者との協議及び地域公共交通会議での協議を経て、下表のとおり再編することとした。

公共交通	再編概要
鴨川市内線 (仁右衛門島入口～誕生寺入口)	令和5年10月から15往復/日を平日7往復/日・土休日6往復/日に減便する。
鴨川市内線(鴨川駅前) (鴨川駅前～誕生寺入口)	令和5年10月から平日5往復/日・土休日4往復/日の系統を創設する。
金谷線	令和6年3月で廃止する。
長狭線	令和6年4月から4往復/日を8往復/日に増便し、既存の運行ダイヤを調整する。
北ルート及び南ルート(市街地等)	令和6年4月から市街地等の運行区間を再編し、循環線に移行する。
北ルート、南ルート(市街地以外) 及び清澄ルート	令和6年4月から路線を休止し、長狭地域で実証運行中のチョイソコかもがわ(乗合タクシー)を江見地域、天津小湊地域に拡大。各地域週3日の実証運行を1年間実施する。

再編後の公共交通網における各公共交通の位置付け・役割等を整理するため、計画の改定を行う。

5.2 再編後の公共交通の位置付け・役割、事業及び実施主体の概要

「3.1.3 公共交通ネットワーク*の基本的な考え方」に基づき、再編後の公共交通の位置付け・役割、事業及び実施主体の概要を整理する。

類型	主な公共交通	起点	終点	事業許可区分 (道路運送法)	運行態様	実施主体	機能	確保・維持策
幹線 ネットワーク	各鉄道路線	鴨川市	東京都・ 千葉市 方面等	—	—	東日本旅客鉄道(株)	<ul style="list-style-type: none"> 東京都及び千葉市方面等への広域交通を担う。 	<ul style="list-style-type: none"> 交通事業者と協議の上、一定以上の運行水準を確保する。
	各高速バス路線			4条乗合	路線定期運行	日東交通(株) 京成バス(株) 千葉中央バス(株) 小湊鐵道(株) (株)東急トランセ		
	木更津鴨川線	亀田病院	イオンモール 木更津	4条乗合	路線定期運行	日東交通(株)	<ul style="list-style-type: none"> 鉄道等の広域交通との交通結節点*に接続し、市域を跨いで周辺市と本市を結ぶ路線 	<ul style="list-style-type: none"> 地域公共交通確保維持事業（地域間幹線系統確保維持費国庫補助金）を活用し持続可能な運行を目指す。
	館山鴨川線	亀田病院	館山駅	4条乗合	路線定期運行	日東交通(株)		
拠点間 ネットワーク	長狭線	亀田病院	平塚本郷	4条乗合	路線定期運行	日東交通(株)	<ul style="list-style-type: none"> 地域拠点（主要施設）と都市拠点を結ぶ路線 都市拠点内ネットワーク機能を有する。 	<ul style="list-style-type: none"> 交通事業者と協議の上、一定以上の運行水準を確保する。
	長狭線（鴨川駅前）	鴨川駅前	平塚本郷	4条乗合	路線定期運行	日東交通(株)		
	大学線	鴨川駅西口	城西国際大学 観光学部	4条乗合	路線定期運行	日東交通(株)	<ul style="list-style-type: none"> 地域拠点（主要施設）と都市拠点を結ぶ路線 都市拠点内ネットワーク機能を有する。 	<ul style="list-style-type: none"> 令和4年4月から休止しており、城西国際大学安房キャンパス跡地の活用を検討結果を踏まえ、交通事業者等と協議する。
	鴨川市内線	仁右衛門島入口	誕生寺入口	4条乗合	路線定期運行	日東交通(株)		
	鴨川市内線（鴨川駅前）	鴨川駅前	誕生寺入口	4条乗合	路線定期運行	日東交通(株)	<ul style="list-style-type: none"> 地域拠点と都市拠点を結ぶ公共交通 江見、長狭、天津小湊地域の住民等を対象とした会員登録制のデマンド型乗合タクシー* 運行形態は自由経路ミーティングポイント型* 地域内ネットワークの機能を有する。 	<ul style="list-style-type: none"> 今後、実証運行の実績を踏まえ、本格運行への移行を検討する。 本格運行に移行した際は、地域公共交通確保維持事業（地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金）を活用し持続可能な運行を目指す。
	チョイソコかもがわ	江見地域 長狭地域 天津小湊地域	～ 鴨川地域	4条乗合	区域運行	千葉トヨタ自動車(株) (運行は(有)鴨川タクシーへの委託)		
地域内 ネットワーク	コミュニティバス 循環線（循環系統）	金山ダム	福祉センター	4条乗合	路線定期運行	鴨川市 (運行は交通事業者への委託)	<ul style="list-style-type: none"> 都市拠点とその周辺地域を結ぶ路線 都市拠点内ネットワーク機能を有する。 	<ul style="list-style-type: none"> 地域公共交通確保維持事業（地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金）を活用し持続可能な運行を目指す。
	コミュニティバス 循環線（短縮系統）	金山ダム	鴨川駅西口	4条乗合	路線定期運行	鴨川市 (運行は交通事業者への委託)		
都市拠点内 ネットワーク	乗用タクシー	鴨川市全域		4条乗用	-	(有)鴨川タクシー 鏡浦自動車(株)	<ul style="list-style-type: none"> 都市拠点内の移動を担う公共交通 自由経路ドア・ツー・ドア型の運行形態 幹線、拠点間及び地域内ネットワークの機能を有する。 	<ul style="list-style-type: none"> 交通事業者と協議の上、一定以上の運行水準を確保する。

5.3 地域公共交通確保維持事業の必要性

類型	系統名	地域公共交通確保維持事業の必要性
幹線ネットワーク	木更津鴨川線	<p>鉄道等の広域交通との交通結節点*に接続し、市域を跨いで周辺市と本市を結ぶ路線であり、本市のバス交通の骨格を担い、拠点間ネットワークとしての機能も有する。特に、沿線住民の通院、買物、通学・通勤等のための移動を担う。</p> <p>その一方で、自治体や事業者の運営努力だけでは路線の維持が難しく、地域公共交通確保維持改善事業（地域間幹線系統確保維持費国庫補助金）などの活用により、確保・維持を図る必要がある。</p>
	館山鴨川線	
拠点間ネットワーク	鴨川市内線	<p>鉄道等の広域交通との交通結節点*に接続し、旧鴨川市及び旧天津小湊町間の移動を担い、都市拠点内ネットワークとしての機能も有する。特に市内の通院、買物、通学・通勤等の目的での移動を担う。</p> <p>その一方で、自治体や事業者の運営努力だけでは路線の維持が難しく、地域公共交通確保維持改善事業（地域間幹線系統確保維持費国庫補助金）などの活用により、確保・維持を図る必要がある。</p>
	鴨川市内線（鴨川駅前）	
	チョイソコかもがわ（実証運行）	<p>江見、長狭、天津小湊地域等の住民等を対象とした会員登録制のデマンド型乗合タクシー*で、地域内ネットワークとしての機能も有する。運行形態は自由経路ミーティングポイント型*であるものの、自宅付近をミーティングポイントとして登録可能なため、路線定期運行の公共交通の利用が難しかった市民等の通院、買物、通学・通勤等の目的での移動を担う。</p> <p>その一方で、自治体や事業者の運営努力だけではこの区域運行の維持が難しく、本格運行に移行した際は、地域公共交通確保維持改善事業（地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金）などの活用により、確保・維持を図る必要がある。</p>
地域内ネットワーク	コミュニティバス循環線（循環系統）	<p>公共交通空白地域*の解消を目的に市が事業主体となって運行しており、沿線住民の生活交通手段や公共施設等にアクセスする役割を担い、都市拠点内ネットワークとしての機能も有する。特に市内の通院、買物、通学・通勤等の目的での移動を担う。</p> <p>その一方で、自治体や事業者の運営努力だけではこの路線の維持が難しく、地域公共交通確保維持改善事業（地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金）などの活用により、確保・維持を図る必要がある。</p>
	コミュニティバス循環線（短縮系統）	

令和7年度地域公共交通計画 別紙（地域間幹線系統）（案）

令和6年 月 日

（名称）鴨川市地域公共交通活性化協議会

1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性
別表のとおり
2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果
別表のとおり
3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体
別表のとおり
4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者
地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱に定める「表1」を添付
5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額
地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱に定める「表2」を添付
6. 2. の目標・効果の評価手法及び測定方法
事業者報告書・決算報告書等の資料から計測する。
7. 別表1の補助対象事業の基準木ただし書に基づき、協議会が平日1日当たりの運行回数が3回以上で足りると認めた系統の概要 【地域間幹線系統のみ】
該当なし
8. 別表1の補助対象事業の基準二に基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧
地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱に定める「表4」を添付
9. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項
別表のとおり
10. 車両の取得に係る目的・必要性 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし
11. 車両の取得に係る定量的な目標・効果 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし
12. 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者又は地方公共団体、要する費用の総額、負担者とその負担額 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし

13. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策） 【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】	
該当なし	
14. 協議会の開催状況と主な議論	
令和6年1月24日 鴨川市地域公共交通計画の改定について協議。【結果：承認】 令和6年5月29日 計画別紙について協議。【結果： 】	
15. 利用者等の意見の反映状況	
ホームページ等で、地域公共交通確保維持事業に係る取組内容等に関する意見募集を実施。	
16. 協議会の構成員	
鴨川市地域公共交通会議	
地域公共交通会議を主宰する市町村長又は都道府県知事その他の地方公共団体の長	千葉県総合企画部交通計画課 鴨川市（副市長・企画総務部企画政策課）
一般旅客自動車運送事業者及びその組織する団体	一般社団法人千葉県バス協会 日東交通株式会社 小湊鐵道株式会社 有限会社鴨川タクシー 東日本旅客鉄道株式会社安房鴨川駅
住民又は旅客	利用者代表
地方運輸局長	国土交通省関東運輸局千葉運輸支局
一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体	日東交通労働組合安房支部
道路管理者	千葉県安房土木事務所
都道府県警察	千葉県鴨川警察署
学識経験を有する者その他の地域公共交通会議の運営上必要と認められる者	社会福祉法人鴨川市社会福祉協議会 鴨川市校長会

【本計画に関する担当者・連絡先】

（住 所）千葉県鴨川市横渚 1450 番地

（所 属）企画総務部企画政策課

（氏 名） 森 和之

（電 話） 04-7093-7828

（e-mail） kikakuseisaku@city.kamogawa.lg.jp

令和7年度鴨川市地域公共交通計画 別紙（別表）

○事業に係る目的・必要性、目標・効果、取組

No.	事業者名	系統名	起点・終点 (主な経由地)	1. 目的・必要性	2. 定量的な目標・効果	3. 目標を達成するために行う事業（生産性向上の取組を含む）		
						取組内容	実施時期	実施主体
1	日東交通株式会社	館山鴨川線	館山駅・亀田病院（鴨川駅東口）	<ul style="list-style-type: none"> 館山駅や安房鴨川駅等交通結節点へのアクセス 亀田総合病院、安房地域医療センター等医療機関への通院 おどやスーパーセンター等商業施設へのアクセス 道の駅グリーンファーム館山や、館山いちご狩りセンター等観光施設へのアクセス その他、通勤や各高校への通学等 	令和6年度と比較して、収支率1%以上の改善	沿線周辺施設への需要等、本路線のニーズの把握に努め、必要に応じて見直しを検討する。	令和6年10月以降実施	館山市、南房総市、日東交通株式会社
						JRダイヤ改正に合わせ運行計画の変更を検討するとともに、利用者の動向の把握に努め、ニーズに沿った運行計画を検討する。	令和6年10月以降実施	日東交通株式会社
						経済的な乗車方法（現在販売中のスマホ乗車券等）の周知に努め、市広報等で定期的な情報発信を実施し、利用者の増加を図る	令和6年10月以降実施	館山市、南房総市、日東交通株式会社
						ホームページ等の電子媒体及び市広報誌等の紙媒体を活用し、路線に関する情報提供や利用促進を行う。	令和6年10月以降実施	館山市、南房総市、鴨川市、日東交通株式会社
						バス停留所の認知度を上げることにより、利用増進に繋げるため、わかりやすい名称への変更を検討する。	令和6年10月以降実施	南房総市、日東交通株式会社
						公共交通の乗り方教室やPRイベントを実施する。	令和6年10月以降実施	鴨川市、日東交通株式会社
						タウン誌への路線情報の掲載	令和6年10月以降実施	日東交通株式会社
2	日東交通株式会社	木更津鴨川線	亀田病院・イオンモール木更津（鴨川駅・かずさパーク）	<ul style="list-style-type: none"> 沿線住民の亀田病院等医療機関への通院、通勤手段として必要。 沿線の職場（かずさアカデミアパーク内企業等）への通勤や木更津駅、鴨川駅への利用として必要。 	令和6年度と比較して、収支率1%以上改善	JRダイヤ改正にあわせて運行計画の変更を検討する。また、利用者の動向の把握に努めニーズに沿った運行計画も検討	令和6年10月以降実施	日東交通株式会社
						路線バス乗り方教室及びPRイベントの実施	令和6年10月以降実施	日東交通株式会社 木更津市、君津市、鴨川市

No.	事業者名	系統名	起点・終点 (主な経由地)	1. 目的・必要性	2. 定量的な目標・効果	3. 目標を達成するために行う事業（生産性向上の取組を含む）		
						取組内容	実施時期	実施主体
				<ul style="list-style-type: none"> 沿線の各学校への通学として必要。 大型ショッピングモールへの通勤、買い物利用として必要。 		<ul style="list-style-type: none"> 路線バスを利用する利点や、交通事業者が実施している高齢者への助成制度について、ホームページ、市広報紙等へ掲載することにより、バスの利用促進を図る。 	令和6年10月以降実施	木更津市、君津市、鴨川市
3	日東交通株式会社	鴨川市内線	仁右衛門島入口・誕生寺入口 (天津駅前)	<ul style="list-style-type: none"> 沿線住民の亀田病院等の医療機関への通院 沿線の職場への通勤やJR駅の利用、各学校への通学 	令和6年度と比較して、収支率1%以上改善	<ul style="list-style-type: none"> ホームページ等の電子媒体及び市広報誌等の紙媒体を活用し、路線に関する情報提供や利用促進を行う。 	令和6年10月以降実施	鴨川市、日東交通株式会社
						<ul style="list-style-type: none"> 公共交通の乗り方教室やPRイベントを実施する。 	令和6年10月以降実施	鴨川市、日東交通株式会社
						<ul style="list-style-type: none"> JRダイヤ改正に合わせて運行計画の変更を検討するとともに、利用者の動向の把握に努め、ニーズに沿った運行計画を検討する。 	令和6年10月以降実施	日東交通株式会社
4	日東交通株式会社	鴨川市内線 (鴨川駅前)	鴨川駅前・誕生寺入口 (天津駅前)	<ul style="list-style-type: none"> 沿線住民の亀田病院等の医療機関への通院 沿線の職場への通勤やJR駅の利用、各学校への通学 	令和6年度と比較して、収支率1%以上改善	<ul style="list-style-type: none"> ホームページ等の電子媒体及び市広報誌等の紙媒体を活用し、路線に関する情報提供や利用促進を行う。 	令和6年10月以降実施	鴨川市、日東交通株式会社
						<ul style="list-style-type: none"> 公共交通の乗り方教室やPRイベントを実施する。 	令和6年10月以降実施	鴨川市、日東交通株式会社
						<ul style="list-style-type: none"> JRダイヤ改正に合わせて運行計画の変更を検討するとともに、利用者の動向の把握に努め、ニーズに沿った運行計画を検討する。 	令和6年10月以降実施	日東交通株式会社

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者(地域間幹線系統)

「令和8年度、令和9年度については、令和7年度事業から、土日・祝日の日数による運行回数等の違いを除き、変更がないため省略」

都道府県 (市区町 村)	運行予定者名	運行系統名 (申請番号)	確保維持事 業に要する 国庫補助額 (千円)	特 例 措 置
鴨川市	日東交通株式会社	(1) 館山鴨川線	5,092.5	
	日東交通株式会社	(2) 木更津鴨川線	9,154.0	
	日東交通株式会社	(3) 鴨川市内線	2,406.5	
	日東交通株式会社	(4) 鴨川市内線	1,789	
		(5)		
		(6)		
		(7)		
合 計			18,442	

(注)

1. 本表に記載する運行予定系統を示した地図(運行予定系統が熊本地震被災市町村における応急仮設住宅の1キロメートル以内を経由することを図示したものを含む)を添付すること。
2. 「特例措置」には、地域公共交通利便増進実施計画の認定を受け、地域間幹線系統に係る特例措置の適用を受ける場合には「1」を、平成29年8月2日改正附則第2条の規定に該当する場合には「2」を、補助金交付要綱別表2-5.ただし書きに該当する場合には「3」を記載する。
3. 補助対象期間の計画と比較し、翌年度及び翌々年度の計画が同じ若しくは曜日の違いによる運行回数以外に変更がない場合については、その旨を記載することで足りるものとする。
(記載例「令和〇年度、令和〇年度については、令和〇年度事業から 土日・祝日の日数による運行回数等の違いを除き、変更がないため省略」)

表2 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額(地域間幹線系統用)

「令和8年度、令和9年度については、令和7年度事業から、土日・祝日の日数による運行回数等の違いを除き、変更がないため省略」

事業者名	日東交通株式会社
------	----------

7年度

1. 申請事業者の概要

補助対象期間の前々年度(基準期間 [※])の損益状況	乗合バス事業						
	営業収益	千円	営業外収益	千円	経常収益(イ)	千円	
	営業費用	千円	営業外費用	千円	経常費用(ロ)	千円	
補助対象期間の前々年度の実車走行キロ(ハ)	km	営業損益	千円	営業外損益	千円	経常損益	千円
						経常収支率	%

R5年度

基準期間の前年度の損益状況	乗合バス事業						
	営業収益	千円	営業外収益	千円	経常収益(イ')	千円	
	営業費用	千円	営業外費用	千円	経常費用(ロ')	千円	
基準期間の前年度の実車走行キロ(ハ')	km	営業損益	千円	営業外損益	千円	経常損益	千円
						経常収支率	%

R4年度

基準期間の前々年度の損益状況	乗合バス事業						
	営業収益	千円	営業外収益	千円	経常収益(イ'')	千円	
	営業費用	千円	営業外費用	千円	経常費用(ロ'')	千円	
基準期間の前々年度の実車走行キロ(ハ'')	km	営業損益	千円	営業外損益	千円	経常損益	千円
						経常収支率	%

R3年度

(補助対象事業者の「基準期間[※]」を最終年度とする連続した過去3年間における実車走行キロ当たり経常費用等)

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行キロ 当り経常費用 (基準期間の前々年度) ロ'÷ハ'=a	補助対象事業者の実車走行キロ当り 経常費用 (基準期間の前年度) ロ'÷ハ'=b	補助対象事業者の実車走行キロ当り 経常費用 (基準期間) ロ''÷ハ''=c
千葉			
	円 銭	円 銭	円 銭

※「基準期間」とは、補助対象期間の前々年度の補助対象期間をいう。

2. キロ当たり補助対象経常費用及び経常収益

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行 キロ当たり経常費用 (a+b+c)/3 = 二	地域キロ当たり 標準経常費用 ホ	キロ当たり経常費用 二とホのいずれか少ない額 ヘ	キロ当たり経常収益 イ÷ハ=ト
千葉	304.円35銭	474.円35銭	304.円35銭	
	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭

3. 補助対象系統ごとに要する費用、負担者とその負担割合

補助ブロック名	申請番号	特例措置	運行系統			計画運行回数 () ①=カッコ内	計画平均乗車密度 ②	計画輸送量 ①×②=③	系統キロ程		地域公共交通再編事業を実施する区域におけるキロ程	系統キロ程と地域公共交通再編事業を実施する区域におけるキロ程との比率	補助ブロック外乗入部分のキロ程		同一補助ブロック都道府県外乗入部分のキロ程		他路線との競合部分に係るキロ程		他路線との競合率 ル÷チ (チ-(リ+ヌ+ル))÷チ=ヲ	補助ブロック外乗入部分、同一補助ブロック都道府県外乗入部分及び他路線との競合部分以外のキロ程の比率
			起点	主な経由地	終点				往Km	復Km			往Km	復Km	往Km	復Km	往Km	復Km		
第1号	館山鴨川	館山駅	和歌山駅	鴨川駅	365日	2,046回(5.6)	2.7	15.1人	往34.0Km 復33.9Km	33.9Km	往Km 復Km	(平均) Km	0.0%	往Km 復Km	往Km 復Km	往Km 復Km	往Km 復Km	0.0%	100.000%	
第2号	木更津鴨川	鴨川駅	かずさパーク	イオンモール木更津	365日	1,825回(5)	3.5	17.5人	往61.0Km 復61.1Km	61.0Km	往Km 復Km	Km	0.0%	往Km 復Km	往Km 復Km	往Km 復Km	往Km 復Km	0.0%	100.000%	
第3号	鴨川市内	仁志東門入口	天津駅前	衛生寺入口	365日	2,433.0回(6.6)	2.8	18.4人	往15.8Km 復15.9Km	15.9Km	往Km 復Km	Km	0.0%	往Km 復Km	往Km 復Km	往Km 復Km	往Km 復Km	0.0%	100.000%	
第4号	鴨川市内	鴨川駅前	天津駅前	衛生寺入口	365日	1,703.0回(4.6)	3.5	16.1人	往11.7Km 復11.7Km	11.7Km	往Km 復Km	Km	0.0%	往Km 復Km	往Km 復Km	往Km 復Km	往Km 復Km	0.0%	100.000%	
合計	系統								往122.5Km 復122.5Km	122.5Km	往Km 復Km	Km		往Km 復Km	往Km 復Km	往Km 復Km	往Km 復Km			

補助ブロック名	申請番号	特例措置	補助ブロック外乗入部分及び同一補助ブロック都道府県外乗入部分以外のキロ程の比率 (チ-(リ+ヌ+ル))÷チ=ヲ	計画実車走行キロ ワ	補助対象経常費用の見込額 ヘ×ワ以下の額:カ	補助対象系統のキロ当たり経常収益 (d+e+f)/3 = ノ	補助対象系統のキロ当たり経常収益						補助対象経常収益の見込額 ノ×ワ以上の額:ヨ	補助対象経常費用から経常収益を控除した額 カーヨ=タ	補助対象経常費用の限度額 カ×9/20=レ	タ又はレのうちいずれか少ないほうの額 ソ			
							基準期間の前々年度			基準期間の前年度							基準期間		
							経常収益 ヤ''	実車走行 キロ マ''	補助対象系統の 実車走行キロ 当り経常収益 ヤ''÷マ''=d	経常収益 ヤ'	実車走行 キロ マ'	補助対象系統の 実車走行キロ 当り経常収益 ヤ'÷マ'=e					経常収益 ヤ	実車走行 キロ マ	補助対象系統の 実車走行キロ 当り経常収益 ヤ÷マ=f
第1号			100%	138,821.1 km	42,250,201円	118.円47銭	17,664.321円	138,956.8km	127.円12銭	16,919.651円	139,092.5km	121.円64銭	14,822.223円	138,956.8km	106.円66銭	16,446.135円	25,804.066円	19,012.590円	19,012.590円
第2号			100%	222,796.0 km	67,807,962円	123.円19銭	28,562.680円	222,796.0km	128.円20銭	27,940.770円	222,307.6km	125.円68銭	25,723.617円	222,307.6km	115.円71銭	27,446.239円	40,361.723円	30,513.582円	30,513.582円
第3号			100%	77,442.3 km	23,569,564円	167.円60銭	33,396.356円	174,269.2km	191.円63銭	26,757.806円	174,269.2km	153.円54銭	27,456.183円	174,173.7km	157.円63銭	12,979.329円	10,590.235円	10,606.303円	10,590.235円
第4号			100%	40,054.5 km	12,190,587円											6,704.822円	5,485.765円	5,485.764円	5,485.764円
合計				479,113.9 km	145,818,314円		79,823.357円	536,022.0km		71,618.227円	535,669.3km		68,002.023円	535,438.1km		63,576.525円	82,241.789円	65,618.239円	65,602.171円

補助ブロック名	申請番号	特例措置	ソのうち補助ブロック外乗入部分、同一補助ブロック都道府県外乗入部分及び他路線との競合部分以外に係るもの ソ×マ=ツ	ソのうち補助ブロック外乗入部分、同一補助ブロック都道府県外乗入部分以外に係るもの ソ×マ'=ツ'	計画平均乗車密度が5人未満の路線 ツ×みなし運行回数÷①計画運行回数=ネ	補助対象経常費用 ナ	計画額 ナ×1/2=ラ	経常費用から経常収益を控除した額 ニ×ワ-ヨ=ム	損失額から国庫補助額を控除した額 ム-ラ=ウ	ウの負担者とその負担割合								
										都道府県		市区町村		その他の者		事業者自己負担		「その他の者」の具体的な概要
										負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	
第1号			19,012,590円	19,012,590円	10185316円	10,185千円	5,092.5千円	25,804,066円	20,711,566円	5,092,500円	24.58%	6,791,476円	32.7%	円	0%	8,827,590円	42.6%	
第2号			30,513,582円	30,513,582円	18308149円	18,308千円	9,154.0千円	40,361,723円	31,207,723円	9,154,000円	29.33%	9,848,141円	31.5%	円	0%	12,205,582円	39.1%	
第3号			10,590,235円	10,590,235円	4813743円	4,813千円	2,406.5千円	10,590,235円	8,183,735円	2,406,500円	29.4%	5,777,235円	70.5%	円	0%	0円	0%	
第4号			5,485,764円	5,485,764円	3577672円	3,577千円	1,788.5千円	5,485,765円	3,697,265円	1,788,500円	48.37%	1,908,765円	51.6%	円	0%	0円	0%	
合計			65,602,171円	65,602,171円	36,884,880円	36,883千円	18,441千円	82,241,789円	63,800,289円	18,441,000円	28.9%	24,325,617円	38.1%	円	0%	21,033,672円	32.9%	

(1) 記載要領

- 乗合バス事業の収益、実車走行キロについては、高速バス及び定期観光バス等を除き、費用については、高速バス及び定期観光バス等並びに補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)における補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除くこと。
- 補助対象事業者の決算期間が補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)と相違している事業者にあつては、補助対象期間の仮決算を行い、その損益状況(千円未満の端数は切り捨て)を損益状況欄に記載すること。
- 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)中の乗合バス事業と他の事業を兼業している場合の関連収益及び費用の配分は、昭和52年5月17日付け自総第338号、自旅第151号、自貨第55号によること。なお、これにより会計を整理することができない特別の理由があるときは、国土交通大臣に報告し、その承認を求めること。
- 「補助対象期間の前々年度(基準期間)の損益状況」の欄、「基準期間の前年度の損益状況」の欄、「基準期間の前々年度の損益状況」の欄は、消費税相当額を控除した額を記載すること。
- 「補助ブロック名」の欄は、補助金交付要綱別表6の名称を記載すること。
- 地域キロ当たり標準経常費用は、補助ブロックを管轄する地方運輸局等が通知した数値によること。
- 申請番号は、事業者ごと、系統ごとに一連番号とすること。なお、1系統が2つ以上の補助ブロックにまたがる場合は、その比率に応じ低い方をカッコ書きの番号とすること。
- 「特例措置」の欄は、地域公共交通再編実施計画の認定を受け、特例措置の適用を受けることとなる場合には「1」を、平成29年8月2日改正附則第2条の規定に該当する場合には「2」を、補助金交付要綱別表2-5。ただし書きに該当する場合には「3」を記載すること。
- 「計画運行回数」の欄には、補助対象期間中の全暦日数における総計画運行回数を記載すること。また、カッコ内には1日当り計画運行回数又は平日1日当り計画運行回数のいずれかを記載すること。
- 「系統キロ程」の欄、「地域公共交通再編事業を実施する区域におけるキロ程」の欄、「補助ブロック外乗入部分のキロ程」の欄、「都道府県外乗入部分のキロ程」の欄及び「他路線との競合部分に係るキロ程」の欄は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出し、往・復のキロ程が異なる系統については、平均値も記載すること。また、平均値の合計の欄については、往・復の合計の平均値ではなく、各申請系統の往・復の平均値の合計を記載すること。

- 11.「同一補助ブロック都道府県外乗入部分のキロ程」の欄は、同一補助ブロック内における都道府県外乗入部分のキロ程を記載することとし、補助ブロックが異なる都道府県外乗入部分は(リ)に記載すること。
- 12.「他路線との競合部分に係るキロ程」とは、他の運行系統との競合区間の合計が50%以上の生活交通路線であって、当該競合区間の輸送量が1日当たり150人を超える部分のキロ程のことをいい、当該補助ブロック内区間(系統キロ程(チ)ー補助ブロック外乗入部分のキロ程(リ)ー同一補助ブロック都道府県外乗入部分のキロ程(ヌ))に係るキロ程を記載すること。
- 13.「補助ブロック外乗入部分及び都道府県外乗入部分以外のキロ程の比率」の欄、「ソ」のうち補助ブロック外乗入部分及び同一補助ブロック都道府県外乗入部分以外に係るもの」の欄は、「特例措置」の欄に「1」又は「2」を記載した系統のみ記載すること。
- 14.「系統キロ程と地域公共交通再編事業を実施する区域におけるキロ程との比率」の欄、「他路線との競合率」の欄、「補助ブロック外乗入部分、都道府県外乗入部分及び他路線との競合部分以外のキロ程の比率」の欄、「補助ブロック外乗入部分及び都道府県外乗入部分以外のキロ程の比率」の欄については、%以下第3位(小数点第4位切り捨て)まで算出して記載すること。
- 15.「計画実車走行キロ」の欄、「補助対象系統のキロ当たり経常収益」の「実車走行キロ」の欄は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出して記載すること。
- 16.「計画平均乗車密度が5人未満の路線」の欄は、計画平均乗車密度が5人未満の路線についてのみ記載すること。なお、みなし運行回数とは当該運行系統の計画輸送量を5人で除した数値(端数切り捨て)をいう。
- 17.「補助対象経費」の欄は、(ネ)(計画平均乗車密度が5人未満の路線)に記載がある場合は(ネ)の金額を記載し、記載がない場合は(ソ)の金額を記載する。また、「特例措置」の欄に「1」を記載した系統については、左記の場合の(ネ)の金額又は(ソ)の金額に、(ツ)の金額から左記の場合の(ネ)の金額又は(ソ)の金額を控除して得た金額に(ク)の比率を乗じて得た金額を加えた金額を記載する。さらに、「特例措置」の欄に「2」を記載した系統については、(ソ)の金額を記載する(千円未満の端数は切り捨てること)。
- 18.「補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益」の欄(ノ)は、基準期間、基準期間の前年度と基準期間の前々年度の各系統におけるキロ当たり経常収益の実績を平均して算出すること。なお、新設系統で基準期間の実績がない場合は、補助対象経常費用の見込額の11/20に相当する額と都道府県協議会等が算出する経常収益の見込額のうち、いずれか高い額を記載すること。
また、基準期間の前々年度の実績がない場合は、基準期間と基準期間の前年度の実績を平均して算出することとし、基準期間の前年度と基準期間の前々年度のいずれの実績がない場合は、基準期間の実績を記載すること。
- 19.「計画額」の欄は、系統ごとに百円単位(0.5千円)まで記載することとし、合計の千円未満の端数は切り捨てること。
- 20.計算上生じた単位未満の端数は切り捨てること。
- 21.補助対象期間の計画と比較し、翌年度及び翌々年度の計画が同じ若しくは曜日の違いによる運行回数以外に変更がない場合については、その旨を記載することで足りるものとする。(記載例「令和〇年度、令和〇年度については、令和〇年度事業から 土日・祝日の日数による運行回数等の違いを除き、変更がないため省略」)

(2) 添付書類

1. 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)の前々年度(基準期間)に係る旅客自動車運送事業等報告規則第2条第2項の「事業報告書」(補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除く)及びこれに関連する必要な事項を記載した書類(関連書類)、並びに基準期間の前年度、基準期間の前々年度に係る事業報告書及び関連書類。
ただし、過去に生活交通確保維持改善計画の認定申請又は補助金交付申請の添付書類として既に提出している場合は、当該書類の添付を省略することができる。
2. 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)の前々年度(基準期間)に係る様式第1ー5の運行系統別輸送実績及び平均乗車密度算定表(補助対象路線に係るものに限る)、並びに基準期間の前年度、基準期間の前々年度に係る様式第1ー5。
ただし、過去に生活交通確保維持改善計画の認定申請又は補助金交付申請の添付書類として既に提出している場合は、当該書類の添付を省略することができる。
3. 地域公共交通再編実施計画の認定を受け、特例措置の適用を受けることとなる場合は、地域公共交通再編実施計画の写し及び認定通知書の写し並びに再編特例を受けようとする系統の再編の概要

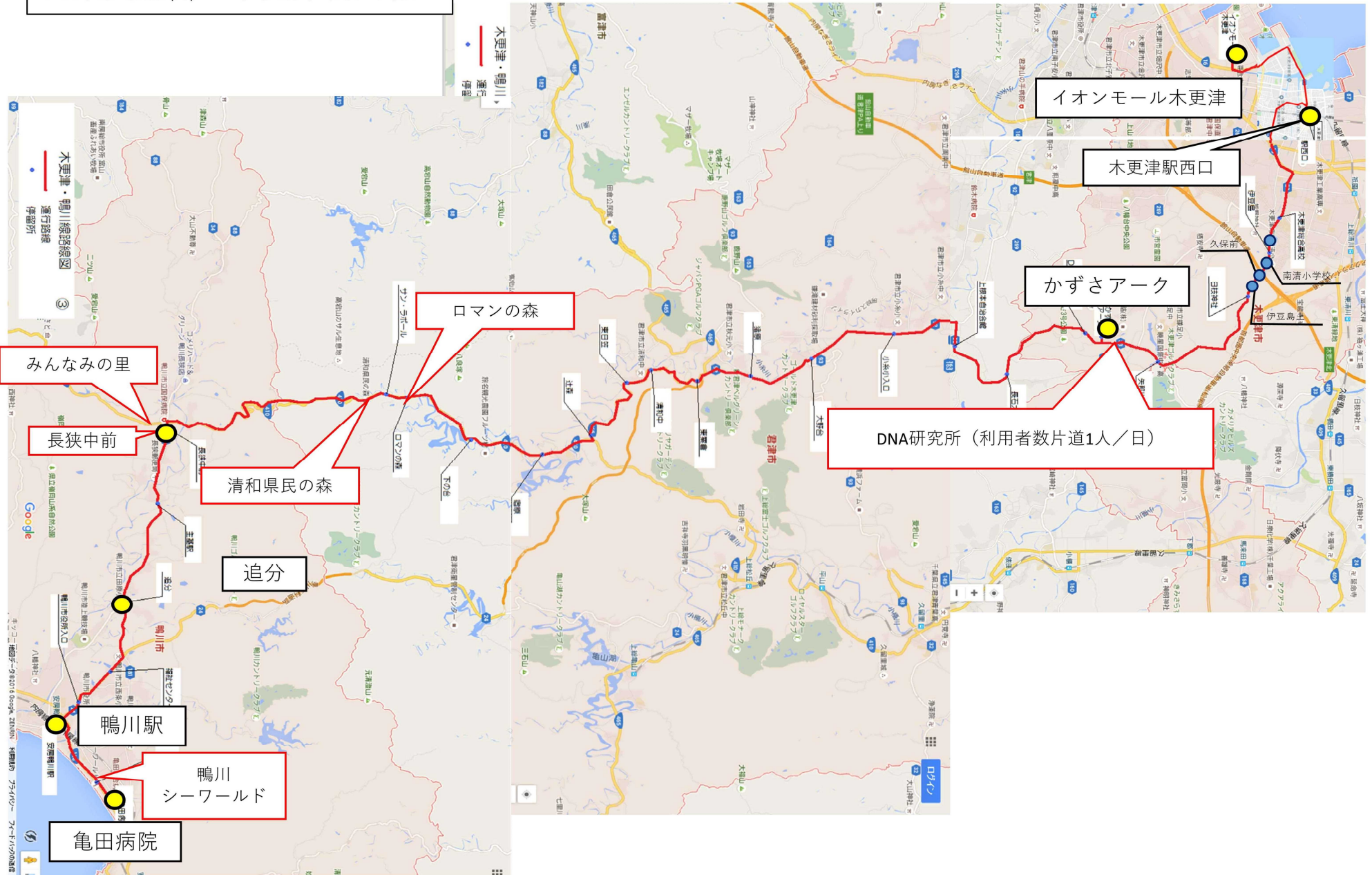
表4 別表1の補助事業の基準二に基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧

都道府県名	広域行政圏名	市町村名	指 定 の 理 由
千葉県	安房郡市	鴨川市	<p>県の南東部に位置し、国道128号が通る等南房総の道路交通の中心都市として発展してきた。また、安房鴨川駅はJR内房線と外房線が結節する等鉄道交通の中心となっている。</p> <p>医療機関（総合病院等）：亀田総合病院、鴨川市立国保病院ほか</p> <p>公共施設（学校等）：城西国際大学、長狭高等学校ほか</p> <p>商業施設等：イオン、ベイシアほか</p>

日東交通(株) 館山鴨川線



日東交通(株) 木更津鴨川線



地域公共交通確保維持事業（地域内フィーダー系統）に係る地域公共交通計画 別紙（案）について

鴨川市コミュニティバス循環線を運行するに当たり、令和7年度地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金を活用するため、地域公共交通計画 別紙（案）について、本会議の承認をいただきたいもの。

＜参考1 地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱＞

第1編 共通事項

（目的）

第1条 この補助金は、生活交通の存続が危機に瀕している地域等において、地域の特性・実情に最適な移動手段が提供され、また、バリアフリー化やより制約の少ないシステムの導入等移動に当たっての様々な障害の解消等がされるよう、地域公共交通の確保・維持・改善を支援することを目的とする。

（定義等）

第2条 この要綱において、次に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 「生活交通確保維持改善計画」とは、地域公共交通の確保・維持・改善のために、都道府県、市区町村、交通事業者若しくは交通施設の管理者等からなる協議会又は都道府県若しくは市区町村が、地域の生活交通の実情のニーズを的確に把握しつつ、当該協議会での議論を経て策定する地域の特性・実情に応じた最適の移動手段の提供、バリアフリー化やより制約の少ないシステムの導入等移動に当たっての様々な障害の解消等を図るための取組についての計画をいう。
- 二 「地域公共交通確保維持事業」とは、地域公共交通の存続が危機に瀕している地域において地域の特性・実情に最適な交通手段を確保・維持するために、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律第5条第1項に規定する地域公共交通計画又は生活交通確保維持改善計画に基づいて実施される事業をいう。

＜参考2 補助金交付額の実績＞

補助金事業年度	事業実施期間	補助金交付額
平成27年度	平成27年4月1日～平成27年9月30日	7,691,000円
平成28年度	平成27年10月1日～平成28年9月30日	10,153,000円
平成29年度	平成28年10月1日～平成29年9月30日	8,364,000円
平成30年度	平成29年10月1日～平成30年9月30日	7,489,000円
令和元年度	平成30年10月1日～令和元年9月30日	10,689,000円
令和2年度	令和元年10月1日～令和2年9月30日	9,671,000円
令和3年度	令和2年10月1日～令和3年9月30日	9,671,000円
令和4年度	令和3年10月1日～令和4年9月30日	7,453,000円
令和5年度	令和4年10月1日～令和5年9月30日	5,853,000円

※国の予算状況により、補助金の算定式が毎年度変動するため、補助金交付額が年度により異なります。

第 号
令和 6 年 月 日

国土交通大臣 殿

氏名又は名称	鴨川市地域公共交通会議
住 所	千葉県鴨川市横渚 1450 番地
代表者氏名	会長

地域公共交通計画認定申請書

地域公共交通計画のうち、地域公共交通確保維持事業に係る計画を別紙のとおり
定めたので、関係書類を添えて申請します。

1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性

鴨川市の公共交通は、JR外房線と内房線の結節点でもある安房鴨川駅周辺を中心として放射状に形成されており、鉄道（2路線）が海岸沿いに運行しているほか、東京及び千葉市方面へのアクセス手段である高速バス（4路線）、市内及び近隣自治体との間を結ぶ路線バス（5路線）、市コミュニティバス（1路線）が運行され、タクシーについては2事業所が立地している。

このうち、特に市コミュニティバスについては、廃止路線代替バス5路線の再編により、平成20年11月から運行を開始し、その後においても、利用状況に応じて、運行のルート、便数、ダイヤ等の見直しを適宜実施し、利用者数と運行収入の増加を望みつつ、運行経費の節減を図ってきた。しかしながら、利用者の減少とともに運行経費の増加が続いている状況にあることから、路線バス及びコミュニティバスの一体的な路線再編、効率的な運行方法等の検討及び見直し、地域の実情に応じた新たな公共交通システムの導入検討等を行い、各公共交通機関の連携により、本市にとって、持続可能かつ有効な公共交通網の構築を図ることとしている。

この新たな公共交通機関網の構築が図られるまでの間は、市コミュニティバスは、地域住民にとって欠かすことのできない生活路線であり、地域公共交通確保維持事業の活用により、限られた市財源を有効に活用しつつ、市コミュニティバスの各ルート及び系統を維持することで、生活交通手段を確保していくことが必要である。

2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果

（1）事業の目標

市コミュニティバスの年間利用者数を20,834人以上（令和5年度の実績26,797人）とする。（鴨川市地域公共交通計画の策定に当たり、令和7年度の推計値は、令和2年度実績に過去3か年の平均減少率を令和7年度までの年数分乗じて算出し、18,566人となっているが、令和7年度の目標値は、同計画施策等の推進により、この減少率が令和4年度から50%改善したと想定し、20,834人としている。）[計画本体88ページ参照]

（2）事業の効果

急速に少子高齢化が進行するなか、市コミュニティバスを運行することにより、市民の生活交通としての移動手段が確保されるとともに、学校等の統廃合により遠距離化が進む小中学校等への通学手段の確保、公共交通空白地域の解消、地域活性化が図られる。

3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体

（1）公共交通マップ等の作成（鴨川市及び交通事業者）[計画本体77ページ参照]

鴨川市の公共交通を網羅した総合的な公共交通マップ等を新たに作成し、市民へ配布するとともに、市内主要施設に配架することにより公共交通の情報提供の充実を図る。

（2）モビリティマネジメントの実施（鴨川市、交通事業者、市民及びその他関係者） [計画本体82ページ参照]

過度に自動車に依存することなく、多様な交通手段を適度かつ賢く利用する状態への転換を促すため、公共交通の利用の機会を提供することなどにより、意識啓発を促し、利用促進を図る。

<p>(3) 公共交通乗り方教室の実施（鴨川市、交通事業者及び市民）[計画本体 82 ページ参照]</p> <p>公共交通に対する理解を深め、将来的な公共交通の利用を促すため、高齢者や小学生を対象に公共交通の乗り方教室を開催する。</p>
<p>4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者</p>
<p>表1のとおり</p>
<p>5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額</p> <p>鴨川市が運行事業者に対し、事業に要する経費として運行委託料 20,165 千円（令和6年度予算額）を支出する。鴨川市の収入は、国庫補助金、運行事業者からの運行収入となる。なお、この差額が鴨川市の実質的な負担額となる。</p>
<p>6. 2. の目標・効果の評価手法及び測定方法</p> <p>利用者数について、数値指標による評価を実施。なお、測定方法は運行事業者からの報告によるもの。</p>
<p>7. 別表1の補助対象事業の基準ホただし書に基づき、協議会が平日1日当たりの運行回数が3回以上で足りると認めた系統の概要</p> <p>【地域間幹線系統のみ】</p>
<p>該当なし</p>
<p>8. 別表1の補助対象事業の基準二に基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧</p> <p>【地域間幹線系統のみ】</p>
<p>該当なし</p>
<p>9. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項</p> <p>【地域間幹線系統のみ】</p>
<p>該当なし</p>
<p>10. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要</p> <p>【地域内フィーダー系統のみ】</p>
<p>表5のとおり</p>
<p>11. 車両の取得に係る目的・必要性</p> <p>【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</p>
<p>該当なし</p>
<p>12. 車両の取得に係る定量的な目標・効果</p> <p>【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</p>
<p>(1) 事業の目標</p> <p>該当なし</p> <p>(2) 事業の効果</p> <p>該当なし</p>

13. 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者又は地方公共団体、要する費用の総額、負担者とその負担額 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし
14. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策） 【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし
15. 貨客混載の導入に係る目的・必要性 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし
16. 貨客混載の導入に係る定量的な目標・効果 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
(1) 事業の目標 該当なし
(2) 事業の効果 該当なし
17. 貨客混載の導入に係る計画の概要、要する費用の総額、内訳、負担者及び負担額 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし
18. 協議会の開催状況と主な議論
(1) 令和5年6月1日（第1回会議） 【結果：承認】 <ul style="list-style-type: none"> ・ 鴨川市コミュニティバス 令和4年度運行実績について ・ 民間路線バス金谷線及び長狭線の再編の方向性について ・ 鴨川市コミュニティバス循環線運行計画（素案）について ・ 鴨川市予約制乗合タクシー実証運行計画（素案）について ・ 令和6年度地域内フィーダー系統確保維持事業に係る地域公共交通計画の認定申請について
(2) 令和5年8月18日（第2回会議） 【結果：承認】 <ul style="list-style-type: none"> ・ 民間路線バス鴨川市内線のダイヤ改正について ・ 民間路線バス金谷線及び長狭線の再編について ・ 鴨川市コミュニティバス循環線運行計画（原案）について ・ 鴨川市予約制乗合タクシー実証運行計画（原案）について ・ 「チョイソコかもがわ」について ・ 「チョイソコかもがわ」共通乗降場所の変更について
(3) 令和5年11月22日（第3回会議） 【結果：承認】 <ul style="list-style-type: none"> ・ 鴨川市公共交通の令和4年度実績について ・ 鴨川市コミュニティバス循環線運行計画（案）について ・ デマンド型乗合送迎サービス「チョイソコかもがわ」実証運行計画（案）について ・ 鴨川市コミュニティバスの一部路線の休廃止について ・ 鴨川市地域公共交通計画の令和4年度評価等について

(4) 令和6年1月24日(第4回会議) 【結果：承認】

- ・民間路線バス長狭線のダイヤ改正について
- ・令和5年度地域公共交通確保維持改善事業の事業評価について
- ・鴨川市地域公共交通計画の改定について
- ・令和6年度地域内フィーダー系統確保維持事業に係る地域公共交通計画の変更について

(5) 令和6年5月29日(第1回会議) 【結果： 】

- ・鴨川市コミュニティバス 令和5年度運行実績について
- ・公共交通乗り方教室について
- ・令和7年度地域間幹線系統確保維持計画(案)について
- ・令和7年度地域内フィーダー系統確保維持事業に係る地域公共交通計画の認定申請について

19. 利用者等の意見の反映状況

鴨川市において、本計画の上位計画である「鴨川市地域公共交通計画」の策定に当たり、利用状況やニーズ等の基礎調査を令和2年9月に実施したほか、協議会では公募委員を含む利用者代表の市民3人が参画し、検討内容等に関する議論を行った。

また、令和6年4月からの再編内容について、関係地区において説明会を開催し、意見の収集に努めた。

【本計画に関する担当者・連絡先】

(住 所) 千葉県鴨川市横渚 1450 番地

(所 属) 企画総務部企画政策課

(氏 名) 白山 直樹

(電 話) 04-7093-7828

(e-mail) kikakuseisaku@city.kamogawa.lg.jp

注意：本様式はあくまで参考であり、補助要綱の要件を満たすものであれば、この様式によらなくても差し支えありません。

実際の計画作成に当たっては補助要綱等を踏まえて作成をお願いいたします。

各記載項目について、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画を作成している場合には、当該計画から該当部分を転記したり、別添〇〇計画△節のとおり、等として引用したりすることも可能です。(ただし、上記2.・3.については、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画に定める目標、当該目標を達成するために行う事業及びその実施主体に関する事項との整合性を図るようにして下さい。また、地域公共交通計画全体として、協議会における協議が整った上で提出される必要があります)。

※該当のない項目は削除せず、「該当なし」と記載して下さい。

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者(地域内フィーダー系統)

令和7年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名等 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画運行 回数	利 便 増 進 特 例 措 置	運 送 継 続 特 例 措 置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7・別表9・別表10)			
			起点	経由地	終点						運行態様の別	基準ハで該当 する要件 (別表7・9)	補助対象地域間幹線 系統等と接続の確保	基準ホで該当 する要件 (別表7のみ)
鴨川市	日東交通株式会社	(1) 循環系統	金山ダム	鴨川駅 西口	福祉セン ター	往 23.9km 復 23.9km	365日	1,095回 (3.0)			路線定期運行	①及び②(1) ※半島	安房鴨川駅で日東交通 (株)が運行する補助対 象地域間幹線系統の鴨 川市内線、館山鴨川 線、木更津鴨川線と接 続する。	③
	日東交通株式会社	(2) 短縮系統	金山ダム	鴨川 市役所	鴨川駅 西口	往 6.8km 復 6.8km	365日	547.5回 (1.5)			路線定期運行	①及び②(1) ※半島		③

(注)

1. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
2. 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
3. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
4. 「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9又は別表10)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載すること。
5. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
6. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
7. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
8. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

表 5 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

市区町村名	鴨川市
-------	-----

(単位：人)

	人 口
人口集中地区以外	32,116
交通不便地域等	32,116

交通不便地域等の内訳

人 口	対象地区	根拠法
32,116	鴨川市全域	半島振興法

地域公共交通計画、地域公共交通利便増進実施計画、地域旅客運送サービス継続実施計画の策定年月日及び特例適用開始年度

計画名	策定年月日	特例適用開始年度
鴨川市地域公共交通計画	令和4年3月31日 (令和6年2月29日 改定)	—

(1) 記載要領

1. 人口は最新の国勢調査結果を基に記載すること。ただし、地方運輸局長等が指定する交通不便地域の場合は、申請する年度の前年度の3月末現在の住民基本台帳を基に記載すること。
2. 「人口集中地区以外」の欄は、国勢調査結果により設定された人口集中地区に該当しない地区の人口を記載すること。
3. 「交通不便地域等」の欄は、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱（以下、「交付要綱」という。）の別表7（ハ②（1））に記載のある過疎地域の人口、交付要綱別表7（ハ②（2）（実施要領の2.（1）⑪））に基づき地方運輸局長等が指定する交通不便地域の人口及び交付要綱別表7リに基づき地方運輸局長等が認める地域の合計（重複する場合を除く）を記載すること。
4. 「対象地区」の欄には、当該市町村の一部が交付要綱別表7（ハ②（1））に掲げる法律（根拠法）に基づき地域指定されている場合に、根拠法ごとに当該区域の旧市町村名等を記載すること。また、地方運輸局長等が指定する交通不便地域等が存在する場合には、該当する区域名を記載すること。
5. 「根拠法」の欄は、交通不便地域を地方運輸局長等が指定した場合は、「局長指定」と記載すること。また、乗用タクシー以外での輸送が著しく困難であるものとして地方運輸局長等が認めた場合は、「局長指定（乗用）」と記載すること。
6. 「特例適用開始年度」の欄は、地域公共交通利便増進実施計画又は地域旅客運送サービス継続実施計画を策定し、特例を適用する場合に記載すること。

(2) 添付書類

1. 「人口集中地区以外の地区」及び「交通不便地域等」の区分が分かる地図を添付すること。（ただし、全域が交通不便地域等となる場合には省略可）

鴨川市コミュニティバス 循環線

■運賃 1乗車 300円 (定額運賃制)

[運賃割引]

未就学児(保護者同伴)	無料
小学生以下	200円
身体障害者手帳所持者とその介助者	
療育手帳所持者とその介助者	
精神障害者保健福祉手帳所持者とその介助者	
ノーカーサポート優待証所持者	



■運行ルート

[主な経路]

循環系統 東回りと西回りを交互に運行します。

金山ダム ⇨ 福祉センター ⇨ 鴨川市役所 ⇨ 鴨川駅西口 ⇨ 亀田総合病院
 ⇨ 亀田リハビリテーション病院 ⇨ 東条公民館 ⇨ 西条公民館 ⇨ 田原郵便局
 ⇨ 長狭高校東 ⇨ 鴨川駅西口 ⇨ 鴨川市役所 ⇨ 福祉センター

短縮系統

金山ダム ⇨ 福祉センター ⇨ 鴨川市役所 ⇨ 鴨川駅西口



時刻表

○金山ダム発

東 回 り

停留所名	1	2	3	4
金山ダム	6:50	8:30	11:20	14:45
清水橋	6:50	8:30	11:20	14:45
美野口	6:52	8:32	11:22	14:47
押本	6:53	8:33	11:23	14:48
打墨神社	6:54	8:34	11:24	14:49
峰仲	6:55	8:35	11:25	14:50
大日	6:56	8:36	11:26	14:51
福祉センター	6:56	8:36	11:26	14:51
下八色	6:59	8:39	11:29	14:54
妙満寺入口	7:00	8:40	11:30	14:55
高溝	7:00	8:40	11:30	14:55
鴨川市役所	7:02	8:42	11:32	14:57
大横渚	7:04	8:44	11:34	14:59
鴨川駅西口(着)	7:06	8:46	11:36	15:01
鴨川駅西口(発)		8:51	11:41	15:06
旗掛松		8:53	11:43	15:08
待崎		8:54	11:44	15:09
鴨川自動車教習所		8:54	11:44	15:09
西町		8:55	11:45	15:10
鴨川館前		8:56	11:46	15:11
亀田総合病院		8:57	11:47	15:12
亀田リハビリテーション病院		8:58	11:48	15:13
東町		9:01	11:51	15:16
宝性寺		9:01	11:51	15:16
東町分譲地		9:02	11:52	15:17
仲原		9:02	11:52	15:17
青果市場前		9:03	11:53	15:18
上人塚		9:03	11:53	15:18
東条公民館		9:03	11:53	15:18
和泉		9:04	11:54	15:19
境橋		9:05	11:55	15:20
花房		9:06	11:56	15:21
ふれあいセンター		9:07	11:57	15:22
西条公民館		9:07	11:57	15:22
睦会橋		9:09	11:59	15:24
田原郵便局		9:11	12:01	15:26
大宮坂下		9:12	12:02	15:27
中の台		9:12	12:02	15:27
大里橋		9:13	12:03	15:28
総合運動場		9:13	12:03	15:28
貝渚橋		9:14	12:04	15:29
滑谷		9:15	12:05	15:30
長狭高校東		9:16	12:06	15:31
鴨川駅西口(着)		9:18	12:08	15:33
鴨川駅西口(発)		9:23	12:13	15:38
大横渚		9:28	12:18	15:43
鴨川市役所		9:30	12:20	15:45
高溝		9:32	12:22	15:47
妙満寺入口		9:32	12:22	15:47
下八色		9:33	12:23	15:48
福祉センター		9:35	12:25	15:50

○福祉センター・鴨川駅西口発

西 回 り

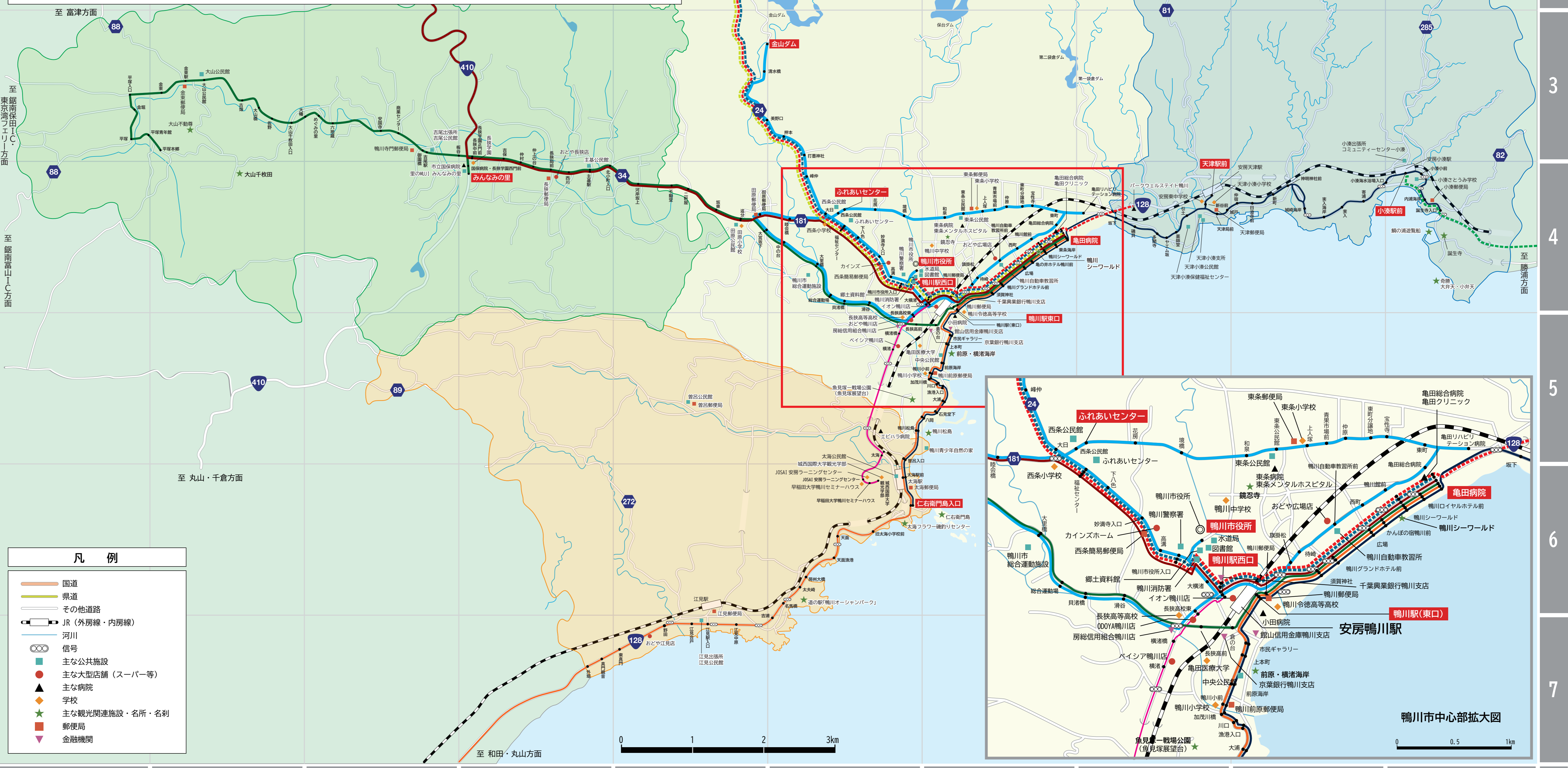
停留所名	1	2	3	4	5
福祉センター		10:00	13:00	16:00	
下八色		10:02	13:02	16:02	
妙満寺入口		10:03	13:03	16:03	
高溝		10:03	13:03	16:03	
鴨川市役所		10:05	13:05	16:05	
大横渚		10:07	13:07	16:07	
鴨川駅西口(着)		10:12	13:12	16:12	
鴨川駅西口(発)		10:17	13:17	16:17	
長狭高校東		10:19	13:19	16:19	
滑谷		10:20	13:20	16:20	
貝渚橋		10:21	13:21	16:21	
総合運動場		10:22	13:22	16:22	
大里橋		10:22	13:22	16:22	
中の台		10:23	13:23	16:23	
大宮坂下		10:23	13:23	16:23	
田原郵便局		10:24	13:24	16:24	
睦会橋		10:26	13:26	16:26	
西条公民館		10:28	13:28	16:28	
ふれあいセンター		10:28	13:28	16:28	
花房		10:29	13:29	16:29	
境橋		10:30	13:30	16:30	
和泉		10:31	13:31	16:31	
東条公民館		10:32	13:32	16:32	
上人塚		10:32	13:32	16:32	
青果市場前		10:32	13:32	16:32	
仲原		10:33	13:33	16:33	
東町分譲地		10:33	13:33	16:33	
宝性寺		10:34	13:34	16:34	
東町		10:34	13:34	16:34	
亀田リハビリテーション病院		10:37	13:37	16:37	
亀田総合病院		10:38	13:38	16:38	
鴨川館前		10:39	13:39	16:39	
西町		10:40	13:40	16:40	
鴨川自動車教習所		10:41	13:41	16:41	
待崎		10:41	13:41	16:41	
旗掛松		10:42	13:42	16:42	
鴨川駅西口(着)		10:44	13:44	16:44	
鴨川駅西口(発)	8:10	10:49	13:49	16:49	18:15
大横渚	8:12	10:51	13:51	16:51	18:17
鴨川市役所	8:14	10:53	13:53	16:53	18:19
高溝	8:16	10:55	13:55	16:55	18:21
妙満寺入口	8:16	10:55	13:55	16:55	18:21
下八色	8:17	10:56	13:56	16:56	18:22
福祉センター	8:20	10:59	13:59	16:59	18:25
大日	8:20	10:59	13:59	16:59	18:25
峰仲	8:21	11:00	14:00	17:00	18:26
打墨神社	8:22	11:01	14:01	17:01	18:27
押本	8:23	11:02	14:02	17:02	18:28
美野口	8:24	11:03	14:03	17:03	18:29
清水橋	8:26	11:05	14:05	17:05	18:31
金山ダム	8:26	11:05	14:05	17:05	18:31

■問合せ先 日東交通(株)鴨川営業所 ☎04-7092-1234
 鴨川市 企画政策課 ☎04-7093-7828



主な運行経路一覧

- ① 東京鴨川線 (アクシー号) (パ〜ケルイト鴨川〜) 亀田病院〜鴨川シーワールド〜安房鴨川駅西口〜鴨川市役所入口〜福祉センター前〜木更津金田B T〜B T東京八重洲 (〜東京タワー)
- ② 千葉鴨川線 (カビーナ号) 亀田病院〜鴨川シーワールド〜安房鴨川駅西口〜鴨川市役所入口〜福祉センター前〜蘇我駅〜県庁〜千葉駅
- ③ 東京小湊御宿線 安房小湊駅〜誕生寺・鯛の浦〜市原鶴舞B T〜木更津金田B T〜東京駅八重洲口〜浜松町B T
- ④ 渋谷鴨川線 <休止中> 亀田病院〜鴨川シーワールド〜安房鴨川駅西口〜君津ふるさと物産館〜かずさパーク〜木更津金田B T〜渋谷マークシティ
- ⑤ 木更津鴨川線 亀田病院〜安房鴨川駅西口〜鴨川市役所入口〜福祉センター前〜長狭中前〜かずさパーク〜木更津駅西口〜イオンモール木更津
- ⑥ 館山鴨川線 亀田病院〜鴨川駅東口〜仁右衛門島入口〜江見駅入口〜南三原駅前〜安房地域医療センター〜南総文化ホール〜館山駅
- ⑦ 長狭線 亀田病院〜鴨川(東口)〜追分〜長狭学園正門前〜みんなみの里〜国保病院前〜大山千枚田入口〜平塚本郷
- ⑧ 大学線 <休止中> 鴨川駅西口〜横渚橋 (JOSAI安房ラーニングセンター〜早稲田大学セミナーハウス)〜城西国際大学観光学部
- ⑨ 鴨川市内線 仁右衛門島入口〜鴨川駅前〜鴨川シーワールド〜亀田病院〜天津駅前〜小湊駅前〜誕生寺入口
- ⑩ コミュニティバス循環線 鴨川駅前〜鴨川シーワールド〜亀田病院〜天津駅前〜小湊駅前〜誕生寺入口
- ⑪ チョイスコかもがわ (長狭地域) <実証運行中>
- ⑫ チョイスコかもがわ (江見地域) <実証運行中>
- ⑬ チョイスコかもがわ (天津小湊地域) <実証運行中>



凡例

- 国道路
- 県道路
- その他道路
- JR (外房線・内房線)
- 河川
- 信号
- 主な公共施設
- 主な大型店舗 (スーパー等)
- 主な病院
- 学校
- 主な観光関連施設・名所・名刹
- 郵便局
- 金融機関

鴨川市中心部拡大図

『チョイソコかもがわ』利用実績ご報告

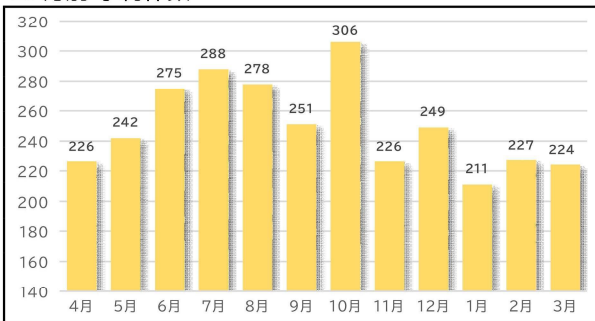
利用実績対象期間: 令和5年4月～令和6年3月

1. 利用実績サマリー

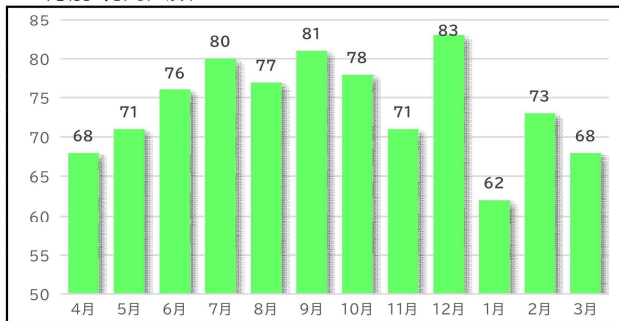
		令和5年度												合計
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
予約件数 (件)	実績	226	242	275	288	278	251	306	226	249	211	227	224	3,003
	前月との差分	-36	+16	+33	+13	-10	-27	+55	-80	+23	-38	+16	-3	
利用人数 (人)	実績	68	71	76	80	77	81	78	71	83	62	73	68	888
	前月との差分	-17	+3	+5	+4	-3	+4	-3	-7	+12	-21	+11	-5	
登録者数 合計(人)	実績	616	622	630	702	772	816	910	913	913	913	914	914	-
	前月との差分	+4	+6	+8	+72	+70	+44	+94	+3	0	0	+1	0	

登録者数：施設入居や死亡により、会員利用を停止している方を含んでいます。

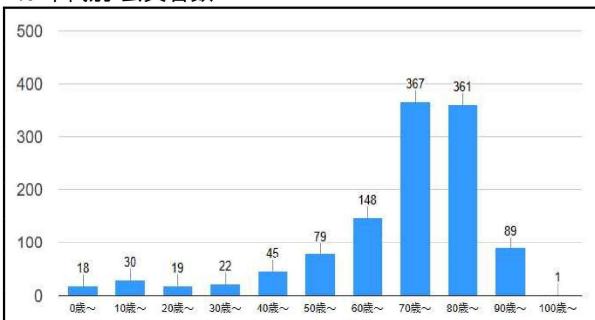
2. 月別 予約件数



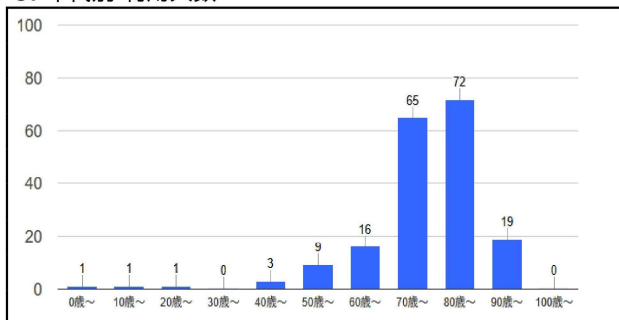
3. 月別 利用人数



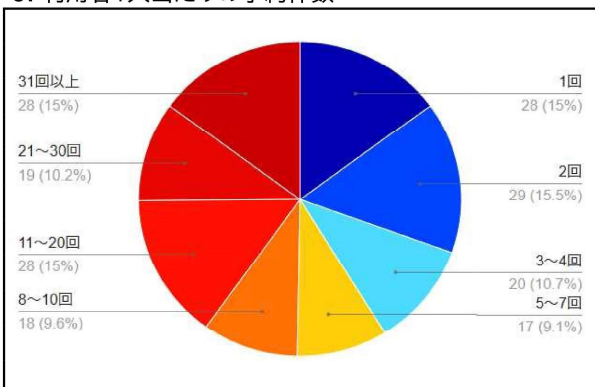
4. 年代別 会員者数



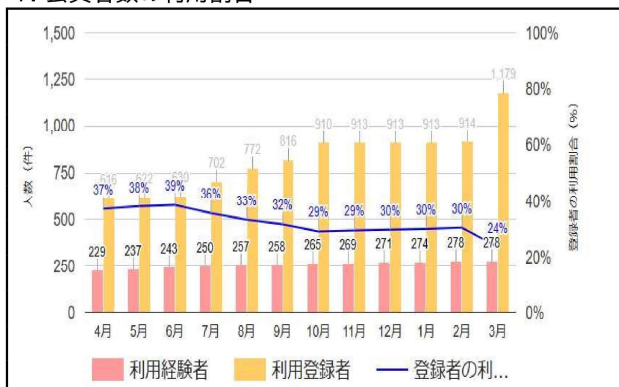
5. 年代別 利用人数



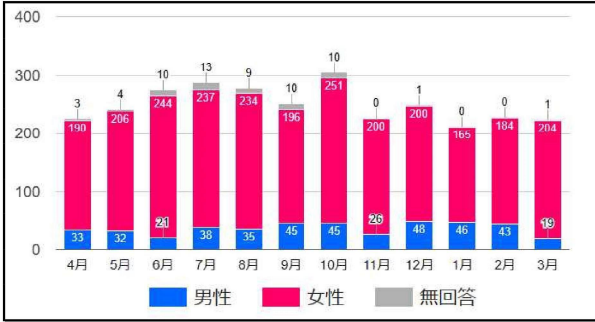
6. 利用者1人当たりの予約件数



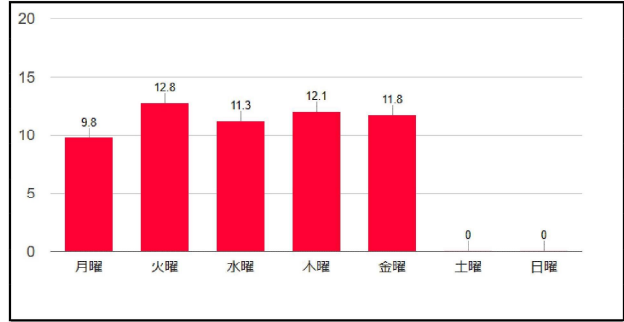
7. 会員者数の利用割合



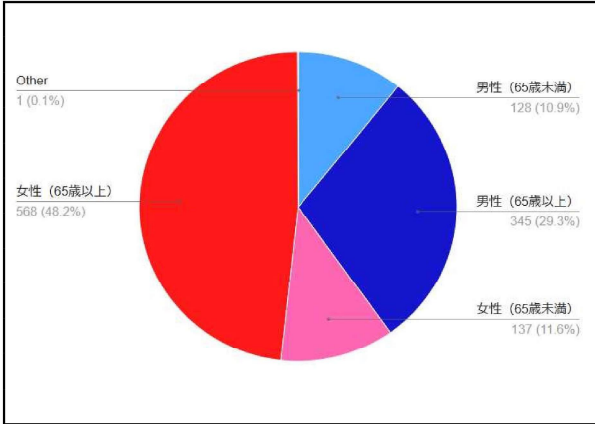
8. 月別 男女別 予約件数



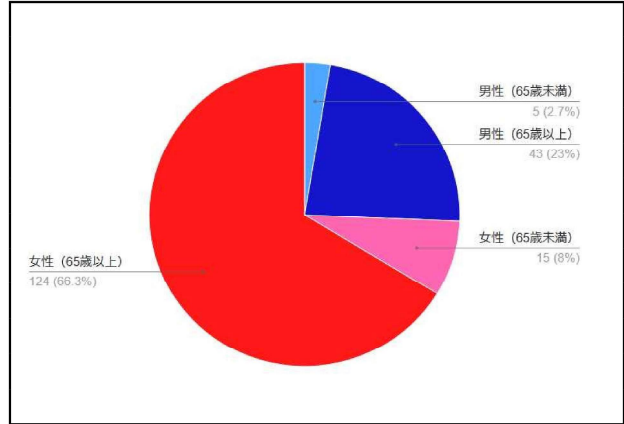
9. 曜日別平均予約件数



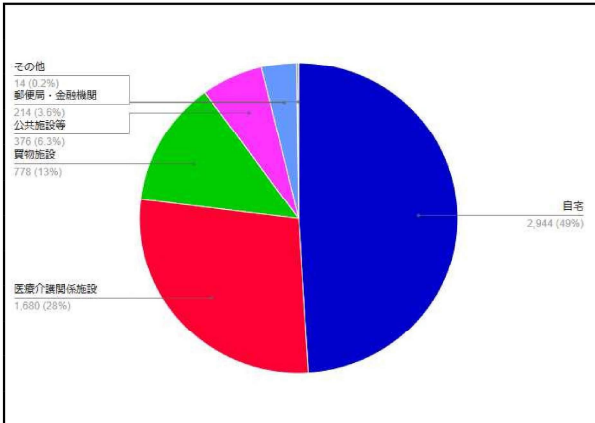
10. 会員者の男女・高齢者の割合



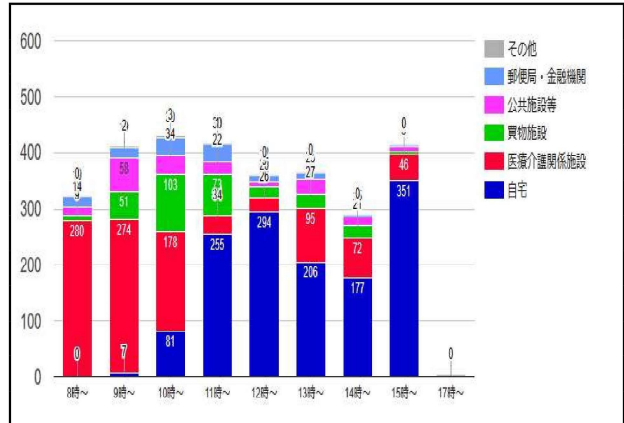
11. 利用者の男女・高齢者の割合



12. 乗降場所カテゴリ別利用回数・割合



13. 時間帯別降車利用回数



14. 各共通乗降場所利用回数

順位	カテゴリ	乗降場名	乗車利用 (回)	降車利用 (回)	乗降合計 (回)	利用人数 (人)
1	医療介護関係施設	亀田総合病院	324	455	779	97
2	医療介護関係施設	市立国保病院	193	310	503	65
3	買物施設	おどや長狭店	132	105	237	25
4	買物施設	イオン鴨川店	73	60	133	36
5	医療介護関係施設	東条病院	44	41	85	13
6	公共施設等	JR安房鴨川駅西口	38	35	73	23
7	郵便局・金融機関	千葉銀行鴨川支店	27	37	64	14
8	買物施設	里のMUJI みんなみの里	51	7	58	20
9	公共施設等	吉尾出張所・吉尾公民館	24	31	55	18
10	買物施設	バイシア鴨川店	33	21	54	22
11	公共施設等	鴨川市役所	21	31	52	23
12	公共施設等	ふれあいセンター	21	26	47	14
13	公共施設等	大山公民館	19	26	45	4
14	買物施設	セブンイレブン鴨川長狭中学校前店	25	15	40	10
15	郵便局・金融機関	金束郵便局	19	16	35	9
16	郵便局・金融機関	佐藤保険事務所	14	18	32	6
17	買物施設	ヤックスドラッグ鴨川長狭店	22	7	29	8
18	買物施設	コメリ鴨川長狭店	15	12	27	9
18	郵便局・金融機関	JA安房長狭支店	14	13	27	6
20	郵便局・金融機関	長狭郵便局	2	23	25	11
21	公共施設等	主基公民館	11	12	23	8
22	買物施設	カインズ鴨川店	9	12	21	7
23	買物施設	潮騒市場	8	7	15	8
24	買物施設	大正屋商店	5	8	13	4
25	その他	棚田倶楽部	6	6	12	6
25	公共施設等	南小町区民センター	6	6	12	6
27	郵便局・金融機関	京葉銀行鴨川支店	3	7	10	4
28	医療介護関係施設	特別養護老人ホームめぐみの里	3	3	6	2
28	郵便局・金融機関	鴨川寺門郵便局	2	4	6	3
30	買物施設	スーパー寿しや	3	2	5	3
31	公共施設等	長狭学園	0	4	4	4
31	その他	鴨川自動車教習所	0	4	4	3
31	公共施設等	上小原青年館	3	1	4	1
34	公共施設等	総合運動施設	1	2	3	2
35	医療介護関係施設	川上回新堂薬局	0	2	2	2
35	公共施設等	長狭こども園	1	1	2	1
35	その他	千葉トヨタ自動車 鴨川店	1	1	2	1
38	医療介護関係施設	特別養護老人ホーム南小町	0	1	1	1
38	公共施設等	やすらぎの家	1	0	1	1

15.地区別 登録者数・利用回数・予約数

	統計地区	登録者数 (人)	利用者数 (人)	利用割合 (%)	利用回数 (回)
1	大山地区	382	83	22%	1,363
2	吉尾地区	275	55	20%	862
3	主基地区	257	46	18%	695

16.町域別 登録者数・利用者数・予約数

	町域	登録者数 (人)	利用者数 (人)	利用割合 (%)	利用回数 (回)
1	平塚	106	21	20%	500
2	金束	93	32	34%	393
3	上小原	23	8	35%	244
4	奈良林	44	12	27%	218
5	北小町	30	11	37%	200
6	成川	157	21	13%	199
7	釜沼	30	6	20%	153
8	北風原	34	9	26%	139
9	古畑	70	10	14%	131
10	松尾寺	14	5	36%	129
11	寺門	12	6	50%	120
12	仲	37	8	22%	108
13	宮山	45	6	13%	101
14	大幡	22	6	27%	93
15	細野	30	7	23%	79
16	南小町	28	6	21%	64
17	大川面	26	6	23%	45
18	佐野	35	2	6%	2
19	横尾	49	1	2%	1
20	下小原	19	1	5%	1

17. 利用経験者上位30名

	利用者番号	利用回数 (回)
1	000038	143
2	000400	100
3	000310	98
4	000130	84
5	000050	83
6	000143	75
7	000075	74
8	000321	73
9	000304	69
10	000509	66
11	000274	57
12	000560	54
13	000096	50
14	000065	47
14	000190	47
14	000210	47
17	000118	46
17	000147	46
19	000020	42
19	000173	42
21	000447	40
22	000017	38
22	000101	38
24	000415	35
25	000401	34
25	000478	34
25	000601	34
28	000030	33
29	000251	30
29	000610	30

令和6年度 会議開催スケジュール等（案）

<第1回会議>

開催日：令和6年5月29日（水）

- 内 容：○鴨川市コミュニティバス 令和5年度運行実績について
- 公共交通乗り方教室について
 - 令和7年度地域公共交通確保維持事業（地域間幹線系統）に係る地域公共交通計画について
 - 令和7年度地域公共交通確保維持事業（地域内フィーダー系統）に係る地域公共交通計画について

<第2回会議>

開催時期：令和6年10月

- 内 容：○鴨川市公共交通の令和5年度実績について
- 鴨川市地域公共交通計画の評価について
 - チョイソコかもがわの本格運行への移行の可否について
 - チョイソコかもがわ運行計画（原案）について

<第3回会議>

開催時期：令和7年1月

- 内 容：○令和6年度地域内フィーダー系統確保維持事業の事業評価について
- チョイソコかもがわ運行計画（案）について
 - 鴨川市地域公共交通計画の一部改訂について
 - 令和7年度地域内フィーダー系統確保維持事業に係る地域公共交通計画の変更について